練馬区教育振興基本計画

令和4年度(2022年度)~8年度(2026年度)

(素案)

令和3年(2021年)12月 練馬区教育委員会

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画の位置付け	2
2	計画改定の趣旨	2
3	計画の目標と取組の視点	4
4	計画の推進体制	5
5	計画の期間	6
6	計画の対象・範囲	6
第2章	施策の体系	7
第3章	教育施策の具体的な展開	13
取組	1の視点1 教育の質の向上	14
	(1) 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	14
	(2)教員の資質・能力の向上	27
	(3)学校の教育環境の整備	31
取組	1 の視点 2 家庭や地域と連携した教育の推進	36
	(1) 家庭教育への支援	36
	(2)学校運営や教育活動における家庭や地域との恊働	39
取組	lの視点 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	46
	(1)いじめ・不登校などへの対応	46
	(2)さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	51
	(3) 障害のある子どもたちなどへの支援	54
第4章	資料編	59
1	1 教育振興基本計画(平成 30 年度~令和 3 年度)目標達成状況	60
2	2 巻末資料	70



計画の基本的な考え方



区では、平成27年3月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため「みどりの風吹くまちビジョン(以下、「ビジョン」といいます。)」を策定しました。平成31年3月には、新たな総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン(以下、「第2次ビジョン」といいます。)」を策定し、「子どもたちの笑顔輝くまち」を施策の柱のひとつとして掲げています。

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長と教育委員会が協議し大綱を策定することと定められました。区では、総合教育会議¹で協議を重ね、平成28年2月に「練馬区教育・子育て大綱」(以下「大綱」といいます。)を策定しました。大綱では、ビジョンに掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。

本計画は、第2次ビジョンの教育分野に関連した個別計画であり、大綱の施策の方針に基づき施策の具体的な実行計画を示すものです。大綱と教育振興基本計画をもって、教育基本法第17条第2項に基づく区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。

2 計画改定の趣旨

区では、平成24年5月に、平成24年度から令和3年度までを計画期間とする教育 振興基本計画を策定しました。

その後、平成28年2月の大綱の策定等を受け平成30年3月に計画を改定し、令和3年度までの主要な施策の方向性を示しました。

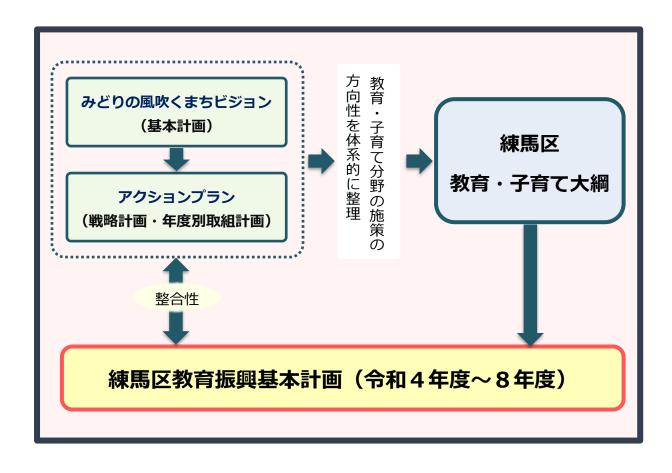
第2次ビジョンに合わせて策定された、具体的な実行計画であるアクションプランについては、令和4年3月に、令和4年度、5年度の2か年に取り組む内容を定めた「改定アクションプラン」を策定します。

本計画は、令和3年3月の大綱の改定を受け、大綱を踏まえて計画体系の見直しを 行います。第2次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、重点施策の 主な取組については、改定後のアクションプランと整合を図り、令和8年度までの目 標を示します。

¹「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)に伴い、教育に関する目標や施策の

根本的な方針について、区長は教育委員会と協議することとされたことにより、平成 27 年 4 月に設置した会議体。

練馬区教育振興基本計画の位置付け



	取組の視点	重点施策
視点1	教育の質の向上	学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実
		教員の資質・能力の向上
		学校の教育環境の整備
視点 2	家庭や地域と連携した	家庭教育への支援
	教育の推進	学校運営や教育活動における家庭や地域との協働
視点3	支援が必要な子どもたち	いじめ・不登校などへの対応
	への取組の充実	さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援
		障害のある子どもたちなどへの支援



3 計画の目標と取組の視点

目標

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

● 取組の視点1 教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、さまざまな課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進めることが必要です。

● 取組の視点 2 家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で育まれ、地域社会での様々な人々との交流により身に付けることができます。 そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって子どもたちの健全育成を進めることが必要です。

● 取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い 教育が受けられる環境を整えることが大切です。

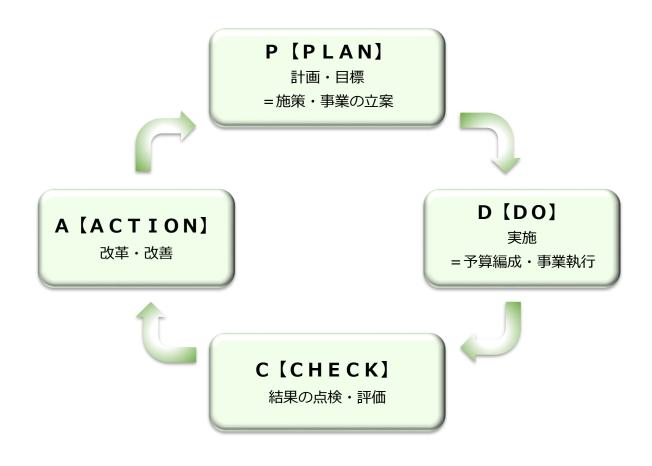
いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、 子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅 速で的確な対応が必要です。

「練馬区教育・子育て大綱(令和3年3月改定)」

4 計画の推進体制

本計画は、各施策の推進や取組の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検 を行い、その結果を計画の見直しに反映させていきます。

具体的には、計画を着実に推進していくため、PDCAサイクル²により、目標の実現に向けた取組を行います。とりわけサイクルC【CHECK】「結果の点検・評価」は、アクションプラン(年度別取組計画)の年度末進捗状況の点検・検証や教育委員会における「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価」の仕組みにより、その結果を区議会へ報告し、区民の皆様に公表のうえ、年度ごとの計画の進捗の点検・評価を行います。計画内容と実態が大きく乖離した場合は、中間年に計画を見直します。



² Plan (計画・目標) → Do (実施) → Check (結果の点検・評価) → Action (改革・改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。



本計画の期間は、大綱の対象期間(おおむね5年間)に合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

今後、令和6年度以降の新しいビジョン・アクションプランの策定に合わせて、中間年に計画の見直しを予定しています。

6 計画の対象・範囲

本計画は、小学校就学前の幼児と義務教育段階における区立小・中学校の児童・生徒を主な対象とするものです。

また、本計画は、学校教育と地域や家庭における教育を主な範囲とし、子育て関連施策で教育施策と連携して行う取組については、必要に応じこの計画に含めています。



施策の体系

本計画では、大綱に掲げられた3つの「取組の視点」および8つの「重点施策」に基づき、49の主な取組を下記のとおり体系化しています。

※赤字で記載している取組は、アクションプラン(年度別取組計画)掲載事業です。

取組の視点1

教育の質の向上

重点施策1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実		
【 取組内容 】	【 主な取組 】	
1 小学校就学前の幼児教育を充実します。	(1) 私立幼稚園・私立保育所等への助成	
	(2) 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減	
2 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと 学びの連続性を大切にします。	(1) 幼保小連携の推進	
3 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育 _ 9年間を見通した教育を実践します。	(1) 小中一貫教育の推進	
	(2) 旭丘・小竹地域における施設一体型 小中一貫教育校の整備	
4 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を 推進します。	(1) 人権教育の推進	
	(2) 道徳教育の推進	
5 英語教育の充実を図り、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力を持った子どもたちを育成します。	(1) 英語教育の充実	
子どもたちの体力の向上を図り、食育などの 健康づくりに取り組みます。	(1) 学校体育等の充実	
NEW YORK ON THE PROPERTY OF TH	(2) 児童・生徒の食育の推進	
7 タブレット端末などを活用した ICT 教育や オンライン学習を通して、子どもたち一人ひ とりに届く教育を実現します。	(1) ICT を活用した教育活動の推進	
8 学校図書館を活用した探究的学習や読書 活動の充実を図ります。	(1) 学校図書館管理員の全校配置	

重点施策2

教員の資質・能力の向上

【 取組内容 】

【主な取組】

- 1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。
- (1) 若手教員の育成の強化
- 2 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・ 不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を 身に付けるため、研修等により教員の資質・ 能力の向上を図ります。
- (1) 教育課題に応じた教員研修の充実
- 3 ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる 授業を実現するために、教員の機器の活用能 力の向上を図ります。
- (1) 教員全体の ICT 活用能力の向上
- 4 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。
- (1) 教員の働き方改革
- (2) 子どもと向き合うことができる環境整備

重点施策3

学校の教育環境の整備

【 取組内容 】

【主な取組】

- 1 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。
- (1) 小中学校の改築等の推進
- (2) 小中学校体育館の空調設備の整備
- 2 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。
- (3) 小中学校トイレの改修

(1) 区立学校の適正配置

- 3 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。
- (1) 学校施設と周辺区立施設の複合化
- 4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現 するため、学級編制等のあり方について、 国等の動向を注視しながら検討を進めます。
- (1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保

取組の視点2

家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策1

家庭教育への支援

【 取組内容 】

【主な取組】

- 1 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。
- (1) 家庭教育支援事業の実施
- 2 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。
- (1) 関係機関の連携の強化

重点施策2

学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

【取組内容】

【主な取組】

- 1 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。
- (1) 学校安全対策の拡充
- 2 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。
- (1) 地域未来塾の拡大
- 3 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。
- (2) 地域と協働した学校運営
- (1) 地域行事への参加の促進
- (2) 伝統・文化への理解の促進
- (3) 農業者と連携した体験学習の充実
- (4) 校外学習の見直し・充実

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

いじめ・不登校などへの対応 重点施策1 【 取組内容 】 【主な取組】 (1) 教育相談体制の充実 1 いじめ・不登校などに対して、未然防止・早 期対応につながる効果的な取組を学校、教育 委員会、関係機関が一体となって進めます。 (2) いじめ撲滅に向けた取組の強化 (3) 不登校対策の一層の推進 2 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用 (1) スクールロイヤー制度の活用 して、いじめ問題の解決にあたります。 3 不登校児童・生徒の学習機会を保障するた (1) 適応指導教室の充実 め、適応指導教室を充実するとともに ICT 機器の活用を図ります。 (2) ICT を活用した相談・学習支援の実施 4 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、よ (1) 不登校対策の見直し り効果的な不登校対策に取り組みます。

重点施策2

さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

【 取組内容 】

1 家庭環境などにより、様々な問題を抱える 子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの 関係機関が相互に協力して、一人ひとりに あった生活支援や学習支援を行います。

2 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

【主な取組】

- (1) 就学援助の実施
- (2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施
- (1) 就学案内や就学先確認の充実
- (2) 日本語等指導講師派遣の実施

重点施策3

障害のある子どもたちなどへの支援

【 取組内容 】

【主な取組】

- 1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより 深めるよう、取組を充実します。
- (1) 障害に対する理解の促進
- 2 ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち 一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子 どもたち同士の交流を進めます。
- (2) 教員の専門性の向上

- 3 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子ど もと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健な どの関係機関が一体となって、切れ目のない 支援を行います。
- (1) 学校等における医療的ケア児への

たち同士の交流の推進

新たな支援方針の策定

(1) ICT を活用した学習支援および子ども

- (2) 支援が必要な子どもたちへの教育環境の整備
- (3) 校内外の協働による支援の実施



教育施策の具体的な展開

取組の視点1 教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、様々な課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、 一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進めることが必要です。



重点施策1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

取組内容および主な取組

1 小学校就学前の幼児教育を充実します。

幼児期の教育は、教育基本法³において生涯にわたる人格形成を培う重要なものであると示されています。幼稚園および保育所等は、幼稚園教育要領⁴や保育所保育指針⁵において、幼児教育を行う施設として位置付けられており、乳幼児の望ましい成長と発達を見通した適切な支援を行っていくことが重要です。

現在、区内の7割を超える幼児(3歳児から5歳児)の幼児教育を私立幼稚園および私立保育所等が担っていることから、私立園(所)における取組を充実させていく必要があります。幼児教育の充実に資するため、それぞれの特色を踏まえた支援を進めます。

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や3歳未満児の子どもの保育を行う私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図り、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。

また、区立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の経済的な格差是正に配慮しながら、適切な助成を行っていきます。

(1) 私立幼稚園・私立保育所等への助成

- 私立幼稚園の運営に対する助成や教職員研修会に対する補助等、教育環境整備への支援を行います。
- 私立認可保育所等の運営に対する助成をはじめとして、施設の開設や改修などに対する施設整備補助を行います。

³ 憲法の精神に基づき、日本の教育の基本理念と教育制度の基本原則を定める法律。

⁴ 幼稚園における教育課程その他の保育内容の基準。文部科学省が告示する。

⁵ 保育所における保育の内容に関する事項およびこれに関連する運営に関する事項を定めたもの。 厚生労働省が告示する。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆私立幼稚園の教育環境整備に対する	◆継続実施
支援の実施	
◆私立保育所等の運営・施設整備に対す	◆継続実施
る補助の実施	

(2) 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減

○ 私立幼稚園等に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、入園料や 保育料等の一部を助成します。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆園児保護者に対する助成の実施	◆継続実施
(※令和2年度実績)	
・入園児保護者補助金 3,209 人	
・園児保護者負担軽減費補助金	
延 92,525 人	
・施設等利用給付費 延85,383人	
・副食費に係る補足給付費 延 1,250 人	

2 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。

小学1年生の段階において、学習面や生活面において不適応が見受けられるといった、「小1問題 | への対応が求められています。

幼児期から児童期への変化を乗り越える力を養い、育ちと学びの連続性を保つため、 幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続 を図ります。

(1) 幼保小連携の推進 【アクションプラン掲載事業】

- 幼稚園・保育所・小学校の関係者で「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置 し、幼児教育・保育と小学校教育との連携のあり方について、協議を行ってい ます。
- 幼児期から児童期への接続を一層円滑に進めるため、幼稚園・保育所・小学校における指導計画や、交流・連携の年間計画等を検討・調整する際のガイドラインとして、平成30年度に「ねりま接続期プログラム」を策定し、教員研修や授業等でプログラムを活用してきました。令和3年度に国が公表した「幼児教育スタートプラン」を受け、接続期における教育を強化するため「ねりま接続期プログラム」を改定します。

○ 教員・保育士対象の研修や意見交換の場の設定、保護者向けリーフレット 「もうすぐ1年生⁶」の周知など、様々な取組を実施しています。

また、外国人児童・保護者のための小学校入学(転入)ガイドブックを作成し、周知を図ります。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆「ねりま接続期プログラム」の活用	◆プログラムの	検討	改定
	改定		
	令和	8年度末の目標	曹
◆研修・懇談会等の実施	◆「ねりま接続期	プログラム(さ	炊定版)」を教
◆保護者向けリーフレットの周知	員研修や授業等	で活用	
◆外国人児童・保護者のための小学	◆研修・懇談会等	の拡充	
校入学(転入)ガイドブックの作成	◆保護者向けリー	・フレット等の)	周知・活用

3 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。

小・中学校間を円滑に接続し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を進めるとともに、小・中学校の教員の相互理解を深めて義務教育9年間を見通した教育活動を実践するため、全ての区立小・中学校において小中一貫教育を実施しています。

平成23年4月に開校した施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」では、義務教育 9年間を見通したカリキュラムのもとで教育活動を行っています。

また、「大泉桜学園」以外の小・中学校をグループ分けし、全グループで小中一貫教育の研究・実践を進めてきました。これらの取組の検証と成果をもとに、各グループで、目標とする中学校卒業時の生徒の姿を共有し、その実現に向けた系統的・連続的な教育活動を行うため、9年間を見通した取組プログラムを作成し、小中一貫教育のさらなる推進を図ります。

(1) 小中一貫教育の推進 【アクションプラン掲載事業】

○ 各学校で選出した小中一貫クリエーター(推進教員)を中心とし、組織的な 連携が可能な体制を構築しています。

小中一貫教育グループにおいて、これまでの取組の成果を検証し、9年間を 見通した系統的・連続的な取組プログラムを作成します。

-

^{6 5}歳児およびその保護者向けリーフレット。学校生活の様子や行政の各種支援制度を周知する。

- 小・中学校間の児童・生徒の交流を継続的に実施します。 小学校から中学校への接続を円滑にするため、小学生が中学校で授業を受けたり、部活動に参加する機会を設けます。児童・生徒全員に配付したタブレットパソコン等を積極的に活用し、新たな交流や連携の形を検討して各グループで実践しています。
- 小・中学校の教員が、相互の授業参観や合同研修会などを通して、生活指導 および学習指導についての情報交換や協議等を継続的に実施します。
- 大泉桜学園や各小中一貫教育グループにおける研究の成果を他グループと 共有する機会として、練馬区教育実践発表会を開催します。内容をリーフレットにまとめて保護者や地域にも発信します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆全校で小中一貫教育を実施	◆小中一貫教育	検証	作成
	の取組プログ		
	ラムの作成		
	令和	8年度末の目標	曹
	◆小中一貫教育の)取組プログラ.	ムの活用

- (2) 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備 【アクションプラン掲載事業】
 - 旭丘小学校・旭丘中学校の2校を先行して改築し、小中一貫教育校の整備を 進めます。保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進 委員会や地域説明会などを通して、引き続き、保護者や地域の意見を聞きなが ら小中一貫教育校の設置に向け取り組んでいきます。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆地域との調整	◆地域との調整	調整	調整
◆小中一貫教育校の実施設計	◆工事	実施設計	工事
◆小中一貫教育校推進委員会の開催	令和	8年度末の目標	JE TO THE TOTAL
◆保護者および地域説明会の開催	◆小中一貫教育校設置に向けた調整		調整

4 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」として、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができる」ようにすることを主旨としています。学校教育においては、児童・生徒が「障害者理解」や「男女平等」などについての理解を深め、人権感覚を十分に身に付けられるよう、人権教育を推進していきます。

また、我が国では、長い歴史の中で礼儀や他人を思いやる文化が育まれてきましたが、社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれ、社会のルール・マナーに対する意識の低下や、思いやり・協調性の不足などが懸念されるようになりました。学校教育においては、児童・生徒の人間として調和のとれた成長を目指して、発達段階に応じた道徳教育を展開していきます。

(1) 人権教育の推進

- 児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解することを目指し、各校において 学校ごとに作成する人権教育全体計画⁷に基づき、個性の尊重や男女平等など に関する教育を具体的に進めます。
- 区立幼稚園および小・中学校の教員を構成員とする練馬区人権教育推進委員会を設置し、研究授業、研究保育、講演会などを実施し、全ての学校(園)における人権教育を推進しています。人権教育推進委員会主催の研修を開催し、幼稚園、小学校、中学校における研究保育および研究授業を毎年度実施します。
- 東京都教育員会が発行する人権教育プログラム (学校教育編)⁸等を活用し、 様々な人権課題に関する授業実践や校内研修の充実を図ります。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆人権教育全体計画に基づく、人権教育	◆継続実施
の推進	
◆人権教育推進委員会による研究授業等	◆人権教育推進委員会による研究授業等
の実施	の充実
◆人権教育プログラム(学校教育編)を活	◆人権教育プログラム(学校教育編)を活
用した各校における校内研修の実施	用した各校における校内研修の充実

⁷ 学校の人権教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通じて人権教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画。

⁸ 人権教育の目標、内容、指導事例および関係法令等を体系的にまとめた冊子。東京都教育委員会が作成。

(2) 道徳教育の推進

- 小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から、検定教科書を使って、教科となった道徳の授業を行っています。「特別の教科 道徳」を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動それぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の一層の充実を図ります。
- 「特別の教科 道徳」では、いじめをはじめとした様々な問題を児童・生徒 が自分自身のこととして向き合い、考え、議論する授業を実践します。
- 道徳教育の全体計画・年間指導計画を見直し、検定教科書を用いた、全ての 学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた「考え議論する道徳」の充実 を図ります。
- 区立幼稚園では、各領域(「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」)を 通して総合的な指導を行い、道徳、心の芽生えを培うことができるよう指導を 強化していきます。
- 道徳の授業において、区独自の地域教材を活用します。
- 道徳授業地区公開講座⁹を活用するなど、家庭・地域と連携した道徳教育の 充実を図ります。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆検定教科書を用いた、全ての学校での	◆検定教科書を用いた、全ての学校での
「特別の教科 道徳」の特質を踏まえ	「特別の教科 道徳」の特質を踏まえ
た授業の展開	た授業の充実

5 英語教育の充実を図り、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力を 持った子どもたちを育成します。

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。

小学校では、令和2年度、中学校では、令和3年度から全面実施となった学習指導要領においても、教育内容の主な改善事項として「外国語教育の充実」が挙げられ、小学校では、第3・4学年に「外国語活動」、第5・6学年では「外国語科」が導入されました。

区内の小学校では、第3・4学年で英語を「話すこと」「聞くこと」に慣れ親しみ、 第5・6学年では「読むこと」「書くこと」を含めた4技能の育成が必要です。中学校 では、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う言語活動を重視するとともに、具体 的な課題等を設定するなどして学習した語彙や表現等を実際に活用する活動を充実 させていくことが必要です。

⁹ 道徳の授業公開や、保護者を対象とした意見交換会・講演会を実施し、道徳教育の充実を図る取組。

児童・生徒に4技能(「聞く」「話す」「読む」「書く」)のバランスのとれた英語力を 育成していくため、英語教育のさらなる充実に向けた取組を進めていきます。

(1) 英語教育の充実【アクションプラン掲載事業】

- 中学2・3年生を対象として英検(実用英語技能検定)の検定料を全額補助しています。生徒一人ひとりが学力に応じた目標を設定し、チャレンジする機会を与えることで、英語学習に対する意欲の向上を図ります。
- 令和4年度から中学1年生を対象に夏季イングリッシュキャンプ¹⁰を実施します。学習した英語を実際に活用する場面を通じて、異文化を理解しながら英語を学び続ける意欲を育成します。
- 〇 中学2年生を対象に英語4技能検定¹¹を実施して、練馬区の生徒の英語力を 正確に把握し、現状分析に基づいて授業改善を推進していきます。
- 小学校高学年においても児童の英語力を正確に把握し、授業改善を推進できるよう英語4技能検定を導入します。
- 音声教材や映像教材の活用、オンラインによる海外交流など、ICT を活用し 学びの充実を図ります。
- 英語 4 技能検定活用授業改善研修や、指導教諭の授業公開などを行い、教員 の指導力向上を図ります。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆英語 4 技能検定の実施			
中学校2年生 実施	◆実施	実施	実施
	◆小学校高学年	開始	実施
	実施		
◆夏季イングリッシュキャンプの	◆実施	試行	実施
検討			
	令和	8年度末の目標	三
◆中学校卒業時の英語力指標	◆中学校卒業時 <i>0</i>	英語力指標	
(※令和2年度実績)			
・英検3級相当または同程度の能力	・英検3級相当または同程度の能力を有して		
を有している生徒の割合 56.7%	いる生徒の割合	65.0%	
・英語4技能検定 全中学校で実施	・英語4技能検定	全小・中学	校で実施

¹⁰ 日本にいながら異文化理解を深め、英語によるコミュニケーション力を高めること目的とした、外国人講師による英語指導プログラムを行う宿泊学習。

20

¹¹ 外国語に関する4技能(「聞く」「読む」「話す」「書く」)の習得レベルを総合的に判定する国際的なガイドライン (CEFR)に図って行う検定。

6 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。

文部科学省が平成20年度から毎年実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によれば、近年では児童・生徒の体力低下とともに、体力が高い子どもと低い子どもの格差が指摘されており、学校教育上の大きな課題の一つとなっています。

また、幼児期から体を動かす意欲や習慣を育成することも求められています。さらには、新型コロナウイルス感染症の流行による児童・生徒の運動量の減少が体力低下に影響を与えています。学校体育を通じて児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として取り組んだオリ・パラ教育の成果を生かし、様々なスポーツを経験させることによって、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、運動能力の向上を図っていきます。

共働き家庭の増加や核家族化などの社会環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化し、家庭において望ましい食習慣や食に関する知識を習得することが難しくなってきています。そのため、学校・家庭・地域が積極的に児童・生徒の食育を推進する必要があります。教材として学校給食を活用し、児童・生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。

(1) 学校体育等の充実

○ 児童・生徒のさらなる体力の向上および健康の保持増進が必要となっています。そのために、運動に親しみ運動能力が高まるように学校体育の内容を充実していきます。

また、幼児期から運動やスポーツに親しむ習慣や、運動への意欲を育成する ための取組を検討します。

- 遊びを通じた体力づくりや、自己の体力や技能の向上を確認できる活動を授業の中に位置付けることなどにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを 実現するための素地を培います。
- 休み時間中の運動の取組や、運動部に所属していない生徒への運動の場の 創出などを通じて、全ての児童・生徒の運動機会をより多く確保します。
- 校長、副校長、主幹教諭等の教員で構成された体力向上検討委員会を開催し、 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析をはじめ、児童・生徒の 健康増進および体力の向上を図るための取組を検討し、推進していきます。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆体力向上検討委員会の開催	◆体力向上検討委員会の開催の継続
◆東京都事業「国際的なスポーツ大会を	◆体力向上に関する教員研修の実施の
契機とした体力向上事業」による体力	継続
向上のための取組の実施	

(2) 児童・生徒の食育の推進

- 区では、食育基本法に基づき、同法が目標とする、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」を推進することを目的に、平成 19 年度に「練馬区立小・中学校における食育推進計画」を策定しました。平成 28 年度には計画期間を5年間とする第3次計画を、令和3年度には第4次計画(令和4年度~令和8年度)を策定し、継続的に取組を推進しています。
- 本計画は、「練馬区立小・中学校における食育の目標」を達成するために、「学校における食育の充実」、「学校給食の充実」、「学校・家庭・地域が連携した食育の推進」の3つの基本方針を定め、具体的な取組内容を掲げています。
- 校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する 専門性を有する教職員とで構成された食育推進チームを全ての学校に設置し、 本計画および食に関する指導の全体計画¹²に基づき、着実に食育を推進してい ます。
- 地場産物(キャベツ、練馬大根等)を使用した全校一斉の学校給食を提供するなど、目の前の食材を「生きた教材」として活用することで、食文化や食料事情等への理解を深められる取組を積極的に行っています。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆食育推進チームによる指導	◆食育推進チームによる指導の継続
・全校	・全校
◆区内地場産物の年間使用平均日数	◆区内地場産物の年間使用平均日数
(※平成 29 年度~令和 2 年度平均)	・小学校 60 日
・小学校 56.9 日	・中学校 60 日
・中学校 55.2 日	

7 タブレット端末などを活用した ICT 教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。

練馬区学校 ICT 環境整備計画に基づき、令和元年度に全普通教室に大型提示装置 (電子黒板) や実物投影機、教室用パソコン等を配備しました。

また、コロナ禍による国の GIGA スクール構想¹³の加速化により、区では計画を前倒しして、全児童・生徒に対し、令和 2 年度に一人一台のタブレットパソコンの配備を完了しました。

13 2019 年 12 月に文部科学省から発表されたプロジェクトのこと。GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略。小・中学校の児童・生徒に一人一台端末と全国の学校に高速大容量通信ネットワークを整備し、子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想。

¹² 文部科学省発行の「食に関する指導の手引」などに基づき、子どもたちが食について計画的に学べるよう、各学校で作成する計画。

(1) ICT を活用した教育活動の推進【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒の情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びの実現や 個別最適な学びの充実を図るため、ICT を効果的に活用した学習を奨励し、子 どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進します。
- 動画や画像等を用いたわかりやすい授業を通して、子どもたちに学ぶ喜び、 わかる喜びを実感させます。教科指導における ICT 活用をさらに進めるため、 学校の教室 ICT 環境や教育ネットワーク回線の充実に取り組みます。
- 現在、文部科学省が実施しているデジタル教科書の実証事業の結果等を踏まえ、今後のデジタル教科書の導入に向けて、導入効果の検証や運用に必要となる通信環境の諸条件などの検討を総合的に進め、児童生徒用タブレットパソコン等の運用に最適な通信方法を検討し、必要に応じて通信環境の見直しを図ります。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆教育ネットワーク回線の整備	◆回線の充実	充実	_
	◆デジタル教科書の導入に向けた検討	検討	検討
	令和	8年度末の目標	
◆児童生徒用タブレットパソコンを 活用した授業の実践◆デジタル教材、インターネットな どのデジタルコンテンツの活用◆感染不安により登校できない児 童・生徒に対するオンライン授業 の実施	◆日常的な ICT の 践◆デジタル教科書・ デジタルコンテン◆専門家や外部人 授業の充実◆児童生徒用タブ の最適化	· 教材、インタ· ンツの充実 .材等を活用し	ーネットなどの

8 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

平成 26 年 7 月に学校図書館法が一部改正され、平成 28 年 11 月には文部科学省から学校図書館の整備充実を図るため「学校図書館ガイドライン¹⁴」が示されました。令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面実施となった学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。そのため練馬区では、適切な蔵書管理を行うとともに、学校図書館の利活用が一層進むよう区立全小・中学校の学校図書館に蔵書管理システムを導入しました。

また、令和2年3月に策定した第4次練馬区子ども読書活動推進計画に基づき、 学校と区立図書館との連携の充実等、子どもの読書活動推進に向けた取組を進めて います。学校と区立図書館とが連携を進め、全学校の学校図書館の資料を充実させ ることで、学校図書館の機能を強化し、探究的学習や読書活動の充実を図ります。

(1) 学校図書館管理員の全校配置 【アクションプラン掲載事業】

- 学校図書館が担う「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つ の機能の充実を図ります。
- 学校図書館の活用により、情報活用能力を育成し、発達段階や子どもの興味 関心に応じた学びを充実させることで、児童・生徒の「主体的・対話的で深い 学び」の実現を目指します。
- 平成 29 年度から、全ての区立小・中学校の学校図書館に学校図書館管理員 15または学校図書館支援員¹⁶を配置し、学校図書館の運営を支援しています。
- 区立図書館では、団体貸出や図書館情報の提供、学校支援用資料の充実など により、学校の読書活動の充実への支援を一層推進します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆学校図書館管理員の配置	◆全校配置	全校配置	_
【学校図書館への人的配置校数】			
・学校図書館管理員	令和	8年度末の目標	五
小学校:39校、中学校:21校	◆探究的学習およ	び読書活動の	 充実
・学校図書館支援員			
小学校:26校、中学校:12校			

¹⁴ 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示す国の指針。

¹⁵ 学校図書館運営業務の受託事業者が学校図書館に派遣する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみきかせ等の業務を行う。

¹⁶ 区立図書館の指定管理事業者が行う学校支援モデル事業の一環として、学校図書館の運営を支援する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみきかせ、区立図書館からの団体貸出等の業務を行う。

その他の取組

1	区立幼稚園の保育	○ 区立幼稚園において、在園児を対象に教育時間終了か
	事業の実施	ら 16 時 50 分までの預かり保育を引き続き実施します。
2	未就園児への支援	○ 地域の未就園児やその保護者を対象に、幼稚園・保育所等で行っている子育て相談、園舎・園庭の開放や在園児との交流などの子育て支援の取組を継続して実施します。
3	学校選択制度の 活用	○ 区立中学校選択制度により、生徒・保護者の意思を尊重 するとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことが できる個々の生徒に適した教育環境を提供していきま す。
4	個に応じた指導の 充実	○ 児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、各学校の実態に即し、習熟度別少人数指導やティームティーチング ¹⁷ による個に応じた指導を充実させます。
5	各種学力調査の 実施と活用	○ 学習指導要領の目標および内容が、児童・生徒にどの程度定着しているかを把握するため、学力調査を実施し、その分析結果を授業改善に活用します。
6	体力調査の活用と 分析	○ 小学1年生から中学3年生までを対象とした新体力テストを実施してその結果を分析することにより、体育授業の改善等を進めます。
7	学校保健の充実	○ 学校医、学校歯科医および学校薬剤師と連携し、児童・ 生徒の感染症対策、アレルギー対策、生活習慣病予防、 口腔衛生の向上および薬物乱用防止等を推進します。
8	学校給食の充実	安全で安心な学校給食の提供、栄養管理、衛生管理、食材の安全確保、給食室の補修・改善などにより、学校給食の充実を図ります。食物アレルギー対応や児童・生徒への給食指導などー層きめ細かな対応を行っていきます。

-

¹⁷ 複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する授業方式。

9	学校における読書	○ 朝読書など、各学校における多様な読書活動を推進す
	活動の推進	るとともに、目的に応じて図書資料から情報を得るなど
		の児童・生徒の主体的な学習活動を展開します。
		○ 学校では、団体貸出の活用など区立図書館と連携した
		教育活動や授業を計画的に実施します。
10	読書に親しむため	○ 幼稚園および保育所等の図書室・図書コーナーならび
	の施設や設備の	に学校図書館の施設、設備、図書資料の充実を図ります。
	充実	○ 区立図書館の大規模改修時に合わせて子ども向けコー
		ナーを拡充するなど、利用しやすい環境を整備します。
11	環境教育の推進	○ 児童・生徒が環境について総合的に学ぶことができる
		教育を推進するために、体験を通じた環境教育を推進し
		ます。
12	キャリア教育の	○ 望ましい職業観・勤労観を培うために、発達段階に応じ
	推進	たキャリア教育を、義務教育9年間を通して進め、児童・
		生徒が、自分自身の生き方を考え、将来に向けた夢や希望
		を持てるようにします。

重点施策2 教員の資質・能力の向上

取組内容および主な取組

1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。

教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、人格形成に大きな影響を与えます。 教員が、次代を担う子どもたちを健全に育成していく役割を十分に果たすためには、 その資質・能力を継続的に向上させていく必要があります。

そこで、職層や経験年数に応じた研修の実施や、意欲と能力のある若手教員の育成 など、教員の資質・能力の向上に取り組みます。

(1) 若手教員の育成の強化【アクションプラン掲載事業】

- ベテラン教員の大量退職、35 人学級編制の実施等に伴い、新任教員の大量 採用が見込まれます。経験の少ない教員に対する校内研修が計画的に実施され るよう、各学校の取組を支援します。
- 経験の少ない教員への個別指導・助言を行う教育アドバイザー(退職校長) の配置を順次拡大します。
- 教員の職層や経験年数に応じた研修を充実させるとともに、自主的研究活動 を奨励します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆若手教員研修の実施	◆研修の充実	充実	実施
◆教育アドバイザーの配置	◆配置拡大	拡大	拡大
	令和	8年度末の目標	± .
	◆学校内外におけ	ける研修の充実	
	◆教育アドバイサ	「一の活用充実	

2 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。

教員が身に付けるべき力は、授業力だけでなく、生活指導力・進路指導力、外部と の連携・折衝力など多岐にわたります。

また、いじめ・不登校や急速に普及した ICT の活用など多種多様な課題への対応力が求められています。そこで、教育委員会が実施する各種研修の内容の改善・充実を図り、教員の対応力向上を図ります。

(1)教育課題に応じた教員研修の充実

○ 新たな教育課題への対応力を身に付ける教員研修の質や内容の向上を図る とともに、国や東京都が実施する研修の受講を勧奨します。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆新たな教育課題や新学習指導要領に	◆新たな教育課題や次期学習指導要領
対応した研修の実施	を見据えた研修の充実

3 ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。

ICT を効果的に活用した学習を奨励し、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進するためには、教員の ICT 機器活用能力の向上および学習活動の一層の充実が必要です。特に、教員間の活用能力の差が生じないように、教員全員が ICT機器を活用した効果的な授業ができるよう取組を進めます。

(1) 教員全体の ICT 活用能力の向上【アクションプラン掲載事業】

○ 「教育 ICT 実践事例集」等の活用により、効果的な実践事例を全校で共有します。各校で選任した全校の ICT 活用推進リーダーに対し、校内への還元研修を目的とした活用事例の研究や活用研修を実施しています。各校ではリーダーを中心とした校内・各地域の研修体制を構築していきます。

また、リーダー相互の連携を図り、情報を共有し合い、各校での取組の進展 を図ります。

- ICT 支援員¹⁸によるサポート体制等を整え、教員の ICT 活用能力向上を図ります。
- 教員の校内研修や授業準備を容易にし、児童・生徒に寄り添った実践的な 学習指導をさらに進めるため、教員用タブレットパソコンを配備します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆教員全体の ICT 活用能力の向上	◆活用能力の向	実施	実施
	上		
* O II ÷ + /		#7 <i>/</i> ##	
◆全児童生徒へタブレットパソコン の配備	◆	配備	_
	レットハッコ ンの配備		

¹⁸ 学校における教員の ICT 活用(授業、校務、教員研修等)を支援する人員。ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。

令和	8年	E度末	のF	∃標
コフィロ	o +	トケル	、ひノロ	ᄀᄼᅑ

- ◆ICT活用推進リーダーの選任・育成
- ◆ICT 活用推進リーダーによる各校・各地域 での研修の充実
- ◆教育 ICT 実践事例集の作成
- ◆教育 ICT 実践事例集の活用

◆ICT 支援員の配置

4 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

教員の指導力向上を図る必要がある一方、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、 教員に求められる役割が拡大する中、教員の業務量の多さが課題となっています。区 においては、教員サポート人材や部活動指導員の配置、学校徴収金管理システムの導 入などの取組を進めてきましたが、国や都において、外部人材の活用やICTの推進等 による教員の負担軽減のためのさらなる改善策の検討が進められています。

こうした動向を踏まえ、教員の事務処理等の業務負担を軽減し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童・生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図ります。

(1) 教員の働き方改革 【アクションプラン掲載事業】

- 小・中学校の教員の負担軽減を図るため、教員をサポートする人材の配置を 拡大します。
- 中学校の部活動において専門的な技術指導を行う「部活動外部指導員」の 配置を継続します。校外の大会への引率等、顧問教員に代わって技術指導以外 の活動もできる「部活動指導員」の配置を順次拡大していきます。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆教員サポート人材の配置	◆配置拡大	拡大	拡大
◆部活動指導員の配置	 ◆配置拡大	 拡大	拡大
▼中心到11等兵♡癿直	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	34人 8年度末の目標	<u> </u>
	◆ 教員をサポート	 する人材の継続	
	◆部活動外部指導	算員の継続配置	

(2) 子どもと向き合うことができる環境整備

○ 校務支援システム¹⁹を十分に活用して校務の効率化を図るほか、デジタル教材の活用による授業準備の効率化を図り、教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合える環境をつくり、より質の高い教育の実施を図ります。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆デジタル教材の一部利用	◆デジタル教材を活用した授業の実施

その他の取組

1	校内研修・研究の	○ 指導主事等が訪問し、学校ごとに行う教員の指導力向上
	充実と成果の活用	を図るための校内研修・校内研究を支援します。
2	実践的な教員研修	○ 区が独自に実施する教員研修をより実践的なものに拡充
	の実施	します。
3	学校教育関係団体	○ 区内全校の児童・生徒が参加する連合音楽会や生徒総合
	への助成	体育大会などの運営や、教職員の研修を実施する小学校
		教育会、中学校教育研究会などの学校教育関係団体への
		助成を行います。
4	授業改善推進プラ	○ 基礎学力の定着を図るため、各学校において、児童・生徒
	ンに基づくPDC	の実態を踏まえた授業改善推進プランを作成し、年間を通
	Aサイクルの確立	したPDCAサイクルの確立による授業の見直しや指導方
		法の改善を進めます。
5	教育活動における	○ 多様な知識・経験等を有する外部の人材を積極的に活用
	外部人材の活用	し、教育活動の充実を図ります。
6	教育課程の工夫	○ 教育課程の適正な編成・実施・評価・改善に向け、各校へ
		の指導・助言体制の充実を図ります。
		○ 教育の質の向上および授業時間数の確保等を目的とし
		て、各校の実態に応じた教育課程の工夫を支援します。
7	学校徴収金管理シ	○ 学校徴収金の保護者からの集金および事業者への支払を
	ステムの運用	管理するシステムの運用により、事務の効率化を図り、教職
		員の負担を軽減します。

¹⁹ 教職員と学校、教育委員会事務局間での情報共有、通知表や出席管理などをパソコン上で行うシステム。



取組内容および主な取組

1 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

練馬区には区立小学校が65校、中学校が33校の合計98校があります。これらの多くは昭和30年代から50年代の人口急増期に建設したもので、その半数以上が築50年以上経過し老朽化が進んでいます。児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を保持するため、計画的に改築・改修を進めていく必要があります。

(1) 小中学校の改築等の推進【アクションプラン掲載事業】

- 区立施設の総合的なマネジメントの方針である「練馬区公共施設等総合管理計画(平成29年3月)」に基づき、その個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画(平成29年3月)」とその具体的な取組を定める「練馬区学校施設管理実施計画(平成31年3月)」を策定しました。
- 築 50 年を超えた学校施設について順次、長寿命化の適否を判断していきます。長寿命化に適する建物は、原則として、築 60 年を目途に改修を行い、目標使用年数を 80 年とします。その他の建物は、築 60 年を目途に改築します。
- 学校施設の改築については、「80年(長寿命化に適さない学校は60年)を 迎える学校」を基本とし、学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等の検討 状況を踏まえ、総合的な観点から概ね年2校ずつ改築実施校を選定していき ます。改築にあたっては、新たな教育需要への対応とともに、学校施設の標 準化を行い、シンプルかつコンパクトな施設を目指します。

長寿命化改修を実施する学校施設についても、概ね年 $1\sim2$ 校程度、順次、 着手していきます。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆改築	◆改築		
・関町北小学校 工事	工事(完了)	工事	工事
·上石神井北小学校 実施設計	工事 (一部)	工事	工事
工事			
・旭丘小学校/旭丘中学校 実施設計	工事 (一部)	実施設計	工事
	・向山小学校		
	実施設計	基本設計	実施設計
	・田柄中学校		
	実施設計	基本設計	実施設計
	・練馬東小学校		
	基本設計	_	基本設計
	・豊溪小学校		
	基本設計	_	基本設計
	◆長寿命化改修		
	・石神井南中学校		
	設計	_	設計
	令和8年度末の目標		
	◆改築 概ね年2校着手		
	◆長寿命化改修	概ね年1~2	校着手

(2) 小中学校体育館の空調設備の整備【アクションプラン掲載事業】

○ 児童・生徒の熱中症対策とともに、学校は災害時における地域の避難拠点としての役割を担うことを踏まえ、既存の小・中学校体育館に空調設備を整備します。併せて、体育館改築時にも同様に空調設備を整備します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆設置完了 計 40 校	◆設置完了	16 校	16 校
	計 72 校		
	令和8年度末の目標		
	◆令和元年から概ね7年間で全校に整備		

(3) 小中学校トイレの改修 【アクションプラン掲載事業】

○ 児童・生徒にとってより快適な環境を整備するため、小・中学校のトイレ 改修(便器洋式化、床ドライ化²⁰、配管取替、バリアフリー化等)を進めます。 平成 29 年度までに全小・中学校の1系統²¹目の改修を終了しました。今後は、 未改修の2系統目以降のトイレについて整備を進めていきます。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆2系統目 改修終了 計13校	◆改修終了 調整	調整	調整
	令和8年度末の目標		<u>=</u>
	◆継続実施		

2 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人とのかかわりの中で学び、 成長していくために、学校には一定程度の児童・生徒数と学級数が必要です。

過小規模校²²では、集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。特に、単学級ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなります。

また、中学校は教科担任制のため、過小規模校は教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限され生徒のニーズや興味・関心に十分応えられない傾向があります。

一方で、過大規模校²³は教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、算数・数学などの少人数指導や部活動のスペース、社会科見学や移動教室時の見学場所が制約される場合があります。

児童・生徒数の動向を踏まえ、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育 環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を進めていきます。

(1)区立学校の適正配置 【アクションプラン掲載事業】

○ 「練馬区学校施設管理基本計画」で示す区立小・中学校の適正配置の考え方に基づき、児童・生徒数の動向や学校施設の改築時期、35 人学級編制の実施、小中一貫教育の取組などを踏まえた、具体的な適正配置基本方針の策定に向けて検討します。

22 学級数 11 学級以下の小・中学校。(練馬区学校施設管理基本計画)

²⁰ 雑菌の発生を抑える効果があり、掃除も容易となるため、トイレの床をタイルなどから水を流さない乾いた床に改修すること。

²¹ 建物の1階から最上階までの縦系列上下のトイレの並び。

²³ 学級数 19 学級以上の小・中学校。(ただし、小学校は教室の確保を条件に 19~24 学級までは許容範囲)

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆新たな基本方針の検討	◆基本方針の検討	検討	検討
	令和8年度末の目標		
	◆新たな基本方針の策定		
	◆適正配置の推進		

3 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。

学校施設は教育施設であるとともに、地域において最も身近な公共施設です。学校施設と周辺の区立施設を複合化することにより、区民サービスの向上や区全体の改築・改修費用の抑制を図ります。

一方で、今後の児童・生徒数の動向や児童・生徒一人当たりの校地面積、校地の 形状など学校ごとに違いがあることから、改築の際に学校運営や教育活動に配慮して 周辺区立施設との複合化を進めます。

(1) 学校施設と周辺区立施設の複合化

○ 学校運営や教育活動に配慮して、学校と周辺区立施設の複合化を進めます。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆新たな小中一貫教育校(旭丘小学校・	◆学校の改築時に、施設の複合化を実施
旭丘中学校) の整備にあわせて、栄町	(周辺区立施設を可能な限り複合化)
児童館、栄町敬老館を複合化	
※実施設計中	

4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方 について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立の小学校の学級編制の標準を 40 人(1年生は 35 人)から 35 人に引き下げる改正法が令和 3 年 4 月に施行されました。令和 3 年度に 2 年生を 35 人以下とし、5 年間かけて段階的に 6 年生まで引き下げ、令和 7 年度には全ての学年で 35 人学級となる予定です。増加する学級数に応じて、必要となる普通教室数を確保していきます。

(1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保

- 法改正を踏まえて、今後の児童数について複数年にわたり推計を行い、その 結果を踏まえ、普通教室を計画的に確保していきます。
- 推計の精度を高めるため、推計方法を必要に応じて見直します。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆法改正を踏まえた児童数の推計によ	◆継続実施
り次年度の普通教室を確保	

その他の取組

1	学校環境衛生の 充実	○ 換気、採光、照明および水質等の学校環境を適正に保 つため、学校環境衛生基準に沿った検査を実施します。 検査の結果により学校薬剤師による指導や助言を受け、 改善を図ることにより学校環境衛生を一層充実させま す。
2	みどり豊かで環境 に配慮した学校づ くりの推進	 学校の緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく、快適で、みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備していきます。 屋上緑化、壁面緑化など、児童・生徒がみどりに親しみながら緑化意識を育むことのできる学習環境を目指していきます。
3	校具等の更新	○ よりよい教育環境を整備するため、机や椅子等の学校 運営上必要な校具等について、老朽度の高いものから 順次新しいものにしていきます。

取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、 家庭生活の中で育まれ、地域社会での様々な人々との交流によって身に付ける ことができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって 子どもたちの健全育成を進めることが必要です。



重点施策1 家庭教育への支援

取組内容および主な取組

1 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。

家庭教育は、子どもの基本的生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、 自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を 果たすことが期待されています。一方、少子化や核家族化の進行等、子どもや子育て をめぐる環境が大きく変化する中で、悩みや不安を抱える子育て家庭の増加や、家庭 における子育て機能の低下が指摘されています。子どもの健全な育成を進めるために、 家庭の教育力の向上や保護者の子育ての悩みの軽減につながる取組を実施していき ます。

- (1) 家庭教育支援事業の実施 【アクションプラン掲載事業】
 - 家庭教育支援事業に係る関係部署で構成する家庭教育支援事業推進会議を 設置し、家庭教育を支援していくための事業を実施しています。
 - 年4回発行の「教育だより」では、家庭に向けての提案や問題提起する記事 を盛り込み、家庭内での話題となるような内容を掲載しています。
 - 保護者対象の講演会を開催し、保護者が抱える様々な子育ての悩みや不安の 解決や解消を図ります。
 - 児童生徒用タブレットパソコンなど、オンラインを活用した家庭教育支援の 情報発信を行い、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆児童生徒用タブレットパソコン等	◆情報発信の	開始	実施
を活用した情報発信の検討	実施		
	令和	8年度末の目標	E
◆家庭教育支援事業推進会議の開催			
◆「教育だより」の発行	◆「教育だより」の内容の充実		
◆保護者対象講演会の開催	◆保護者対象講演会等の開催による家庭教育		よる家庭教育
(令和3年度 8講座16回開催)	支援の充実		
◆家庭教育支援リーフレット「ネリ	◆児童生徒田タブレットパソコン等を活用し		

2 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化し ます。

た情報発信の充実

◆児童生徒用タブレットパソコン等を活用し

近年、育児不安など児童相談件数は増加傾向にあります。その背景には、少子化や 核家族化などによる育児の孤立化や、経済的な問題などの社会環境が年々厳しくなっ ていることがあります。ネグレクト(育児放棄)などの児童虐待、本来大人が担うと 想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」と 呼ばれる子どもへの対応のように、学校の対応だけでは解決困難な問題を抱えている 家庭もあり、そうした家庭を支援するためには、学校・教育委員会をはじめ関係機関 が連携して対応していく必要があります。

引き続き、子どもに対する総合的かつ切れ目のない支援を効果的かつ効率的に展開 するため、教育・保育・福祉・保健等を所管する関係機関相互の連携を強化していき ます。

(1) 関係機関の連携の強化

まなび」による情報発信

- 要保護児童対策地域協議会²⁴を通じ、子ども家庭支援センター、学校教育 支援センター、学校、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所、 幼稚園、保育所等の連携を強化し、子育て家庭への総合的な相談・支援体制の 充実を図ります。
- 児童虐待は、早期発見・早期対応が重要であることから、学校や保育園など への巡回支援体制を強化し、不登校や身体状況などの虐待の兆候を早期発見し、 情報の共有、適切な対応へつながる関係機関相互の連携体制の強化を図ります。

²⁴ 児童福祉法に基づき、市区町村が設置する機関。子ども家庭支援センターが調整機関となり、幼稚園、保育園、 小・中学校など教育機関や児童相談所・警察・医師会・保健相談所などの関係機関で構成される。代表者会議、 実務者会議、地域ネットワーク会議を開催し、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議などを行う。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆要保護児童対策地域協議会の個別	◆継続実施
ネットワーク会議、地域子ども家庭	
支援ネットワーク会議、実務者会議等	
の実施	
◆関係機関相互の連携強化による児童	◆継続実施
虐待の防止	

その他の取組

1	家庭教育の奨励	○ PTA、生涯学習団体、NPO等に企画・運営を委託
		し、「子育て学習講座」、「ねりまイクメン講座」等を開催
		しています。家庭や地域における子どもの教育等につい
		て学習する機会を提供することで、家庭教育を奨励して
		いきます。
		いきます。



重点施策 2 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

取組内容および主な取組

1 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。

近年、全国で登下校中に児童が連れ去られたり、スクールバスを待っていた児童と 保護者が切り付けられ、命を落とす痛ましい事件が発生しています。

また、練馬区においても児童・生徒に対する不審者情報が年間100件以上寄せられています。

児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を作るには、行政による取組だけでは 限界があり、保護者や地域との連携が不可欠です。このため、引き続き、授業時間中 や登下校時における安全対策に取り組むとともに、より地域等と連携した児童・生徒 の安全対策を実施していきます。

(1) 学校安全対策の拡充 【アクションプラン掲載事業】

- 保護者を中心とした地域の方々と教職員を対象に、教育委員会配置の学校 防犯指導員による不審者対応訓練を行っています。この取組を拡充することで、 児童・生徒の安全対策に関する地域の方々と教職員の知識・関心を高め、学校、 家庭および地域が連携し、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制づくりを 推進します。
- 不審者の発生により重点的な見守りが必要とされる学校について、民間警備 員を派遣し、登下校時の見守りおよび周辺の巡回を行い、児童・生徒の安全を 確保します。
- 全小学校 65 校の通学区域に 325 台、全中学校 33 校の通学区域に 66 台の計 391 台設置した防犯カメラを活用するとともに、学校・保護者・警察等と合同で行っている通学路点検に子どもの視点も取り入れる工夫をするなど、登下校時の安全対策の充実を図ります。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆学校、保護者、地域との連携を強化	◆対策の実施	実施	実施
した対策の実施			
	令和	8年度末の目標	西
	◆継続実施		

2 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校 運営を目指します。

児童・生徒への対応が多様化・複雑化する中で、学校だけでは解決することが困難な課題が増加しています。家庭や地域との連携を一層進めることで、学校や家庭の教育力の強化を図ります。

また、多様な知識・経験を持つ地域の人材を活用した教育活動を展開することで、特色ある学校づくりを進めます。

家庭・地域と連携した教育活動をさらに充実させるために、これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、練馬区ならではの家庭や地域との協働 した学校運営について研究していきます。

(1) 地域未来塾の拡大【アクションプラン掲載事業】

- 平成 28 年度から、地域の多様な人材を活用し、学校の教育活動の充実を図る「学校・地域連携事業」を実施しています。実施校には、学校のニーズを把握し、人材の発掘・調整等を行うコーディネーターの配置を開始しました。 平成 30 年度には、全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校にコーディネーターを配置完了しました。令和2年度には、区内のコーディネーターの育成や連絡調整を行う統括コーディネーターを配置し、さらなる推進を図っています。
- 国際理解、環境、福祉などの分野における教育指導や地域交流において、人材を積極的に活用し、各学校や児童・生徒の実態や地域の特性に応じた特色ある取組を進めます。
- 「学校・地域連携事業」の一環として、教員や大学生などの協力を得て、放課後等に学習指導を行う「地域未来塾」を実施しています。
- 地域からのより幅広い協力が得られるよう、教育活動への協力を希望する地域人材を登録する「学校サポーター登録制度」(人材バンク)を拡大させていきます。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆地域未来塾の実施(79 校)	◆地域未来塾の	拡大	拡大
	拡大		
	令和	8年度末の目標	Ę
◆学校・地域連携事業の実施	◆学校・地域連携	事業の充実	
全幼稚園・小中学校・小中一貫教育	全幼稚園・小中	学校・小中一類	貫教育校
校 (うち 79 校で地域未来塾を実施)	(地域未来塾実施	校の拡大)	
◆学校サポーター登録制度の実施	◆学校サポーター	登録者の拡大	
登録者数 約360人	登録者数 400	人以上	

(2) 地域と協働した学校運営【アクションプラン掲載事業】

○ 地域と協働した学校運営の推進について、現在検討を進めています。これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、地域と連携した教育活動をさらに充実させるために、練馬区ならではの家庭や地域と協働した学校運営について研究します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆地域と協働した学校運営の検討	◆学校運営の	検証	検証
	検証		
	令和	8年度末の目標	西
	◆練馬区ならでは	はの地域と協働	した学校運営
	の方針の策定		

3 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

練馬区では、全ての小・中学校で、各教科や総合的な学習の時間等の中で身近な地域社会と連携した体験学習に取り組んでいます。体験学習は、主体的に学習に取り組む能力を身に付けさせ、学ぶことの楽しさや達成感を味わわせる上で有効です。

また、家庭や地域の人々と共に子どもたちを育てていくという視点に立ち、身近な 地域と連携して教育活動を行うことは、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と 活性化につながります。

引き続き、子どもたちが人との関わりを大切にしながら、自立して社会を生きていく力を育むことができるよう、地域行事やボランティア活動への参加など、体験活動の機会を増やしていきます。また、子どもたちが地域の特色・伝統文化への理解を深め、地域に対する愛着や誇りを持つことができるよう取組を推進します。

(1) 地域行事への参加の促進

- 各小・中学校の全ての教育活動において、実践的・体験的に学ぶ企画を適切 に設定し、実感や共感を伴った学習成果を得られるよう工夫していきます。
- 青少年育成地区委員会の活動の活性化と地区の活動に応じた事業運営を支援するため、委員等への研修会や青少年委員会による地域懇談会の充実を進めます。
- 青少年育成地区委員会および青少年委員会と学校の連携を強化し、地域の 特色を活かした事業を進めていきます。

また、児童・生徒が、様々な事業の企画運営に参加できるよう支援していき ます。

現状(令和3年度末)※見込み

- ◆青少年育成地区委員会
- · 青少年育成地区委員会委員·指導員全体 研修会開催 (2回)
- ・青少年育成地区委員会主催の委員研修 会開催(10回)
- ◆青少年委員会による地域懇談会(学校 代表・P T A 代表・青少年育成地区委員 代表等)の開催(10 ブロック)

令和8年度末の目標

- ◆青少年育成地区委員会
- ・研修会の実施および内容の充実
- ・研修会の実施回数の増および内容の 充実
- ◆地域懇談会の実施および内容の充実

(2) 伝統・文化への理解の促進

- 児童・生徒が地域や日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する 愛着や誇りを持つことができるよう、区独自の地域教材を活用するなど、各 小・中学校の創意工夫により、特色ある教育活動を推進します。
- 国語・社会・道徳等の複数の教科において、それぞれの教科の学習内容に 則して地域や日本の伝統・文化に触れる学習機会を設けるとともに、相互に 関連付けながら学ぶ教科横断的な学習を実施しています。

また、専門家派遣事業²⁵等も活用し、子どもたちが伝統芸能や伝統的な技術などに接する場を設け、地域や日本の伝統・文化への理解の促進を図ります。

現状(令和3年度末)

- ◆日本の伝統・文化について、国語、社会、 道徳等の複数の教科で相互に学習内容 を関連付けながら学ぶ教科横断的な学 習の実施
- ◆総合的な学習の時間の中で、学校の 特色に応じて映像文化、地場野菜等に 関する学習の実施

令和8年度末の目標

- ◆日本の伝統・文化に加え、練馬の文化 財や伝統工芸について、ICT を活用し て調べる学習を全小学校で実施
- ◆学校の特色に応じて、専門家を講師と した、映像文化、地場野菜、伝統文化 等に関する体験学習の充実
- ◆練馬の伝統工芸について紹介する 映像資料を作成し、デジタル教材とし て活用

²⁵ 小学校・中学校等に芸術家・実演家等を派遣し、講話、実技披露、実技指導等を実施することにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化・芸術の創造に資することを目的とした国等による事業。

(3) 農業者と連携した体験学習の充実 【アクションプラン掲載事業】

- 練馬区の特色である、都市農業を生かした体験学習を小学校で拡充します。
- 都市農業の教育活動への活用を推進するために、小学校における学習モデル を作成します。希望する小学校には農業者を紹介するなどのマッチングを行い、 農業者と連携した体験学習を充実します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆農業者と連携した体験学習の実施	◆体験学習の充	充実	充実
	実		
◆学習モデルの作成	令和8年度末の目標		
	◆全ての小学校において農業者と連携した		
	体験学習の実施		

(4) 校外学習の見直し・充実【アクションプラン掲載事業】

- 校外学習の安全実施や少年自然の家の老朽化等を踏まえ、校外学習(移動教室・臨海学校)の見直し・充実や校外学習施設のあり方について検討を進め、 方針を策定しました。令和4年度から方針に基づき実施します。
- 小学5・6年生移動教室は、令和4年度に体験活動がより充実した内容になるよう検討を行い、令和5年度を目途に検討結果に基づき実施します。
- 中学1年牛臨海学校は、安全監視体制が確保できないため廃止します。
- 建築後 51 年となる下田少年自然の家は、臨海学校の廃止とともに、改築を 含めた今後の維持管理に必要な費用等について総合的に検討した結果、令和 4 年度末をもって廃止します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆新方針に基づく校外学習の実施	◆校外学習の実施		
小学校 方針の策定	小学校 実施		実施
中学校 方針の策定	中学校 実施	実施	_
◆夏季イングリッシュキャンプの 検討(再掲)	◆実施	試行	実施
	令和 8	3年度末の目標	
	◆小学5・6年生の	新たな体験活動	助の実施

その他の取組

		- H-1-15 1 W H . 11.
1	大学との連携の強化	○ 教員を目指す学生に対し、インターンシップ(就業体験)を今後も積極的に実施し、大学との連携を推進します。
		○ 区立小・中学校において放課後学習の補助や部活動の 指導等を行う学生ボランティアの募集を拡大します。
2	交通安全教育の 推進	○ 自転車の安全な利用の仕方および安全な歩行等について、定期的な安全指導のほか、保護者の協力を得て開催する交通安全教室などを通して徹底を図ります。
3	情報モラル教育の 推進	○ 全区立小・中学校において、児童・生徒および保護者を 対象としたインターネットや携帯電話等の使用に関する 情報モラル講習会を実施します。
4	学校安全安心ボラ ンティア事業の 推進	○ 小学校において、保護者や地域住民に、ボランティアとして来校者への声かけなどの活動をしてもらうことにより、児童の安全性を高めるとともに、ボランティアと児童との交流を促進します。
5	緊急時連絡体制の 整備	○ 緊急時における多様な連絡手段を確保するため、区立の小・中学校、幼稚園、学童クラブおよび保育所等の保護者を対象とする緊急一斉メール連絡網の登録者数をさらに増やし、学校と保護者との連絡体制の充実を図ります。
6	防災教育の推進	○ 各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて危機管理意識を向上させ、実践力を身に付けられるよう計画的な防災指導を行うとともに、学校防災計画を定期的に見直していきます。
7	学校応援団・開放 等事業の推進	○ 学校応援団と協働し、学校開放事業などの地域の人材 を活かした事業を進めるほか、学校施設の積極的な地域 活用を図ります。

8	練馬型放課後児童	○ 小学校の施設を活用して、「学校応援団ひろば事業」と
	対策事業「ねりっ	「学童クラブ」それぞれの機能や特色を生かしながら、
	こクラブ」の推進	事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施して
		います。保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ
		学童クラブ」と、実施校の児童であれば誰でも利用でき
		る「ねりっこひろば」があり、児童の成長などにあわせ
		て選択することができます。全ての小学生が安全で充実
		した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備
		するため、「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指しま
		す。
9	青少年の育成と	○ 青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通し
	活動の機会の提供	て自立心や社会性を養えるよう、活動の機会と場を提供
		します。また、将来的に地域活動を担うことができる取
		組を、地域の団体と連携して行っていきます。
		さらに、若者が企画・運営に携わる事業も増やします。
10	学校経営計画に	○ 各学校において、家庭および地域の意見や要望を踏ま
	基づく学校経営の	えて策定した学校経営計画に基づき、組織的、計画的、
	充実	継続的な教育活動を展開し、学校運営を改善・充実させ
		ていきます。
11	学校評議員制度を	○ 各学校において、学校評議員等による学校評価を適正
	活用した学校経営	に実施した後、成果や課題、改善策を家庭や地域に対し
	の改善	て公表し、理解と協力を得ることで、信頼される学校づ
		くりを進めていきます。

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の 高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。



重点施策1 いじめ・不登校などへの対応

取組内容および主な取組

1 いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。

いじめ問題への対応にあたっては、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを基本姿勢とし、未然防止・早期発見・早期対応が重要であるという認識のもと、「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を策定しています。この方針に基づき、学校(園)、保護者、地域、教育委員会が連携して、いじめの防止に向けた対策を一層推進していきます。

平成31年4月に、「練馬区教育委員会 不登校対策方針」を改定しました。方針では「一人ひとりの状態に寄り添う、一人ひとりの自立を助ける、一人ひとりを人や社会につなげる」ことを理念として引き続き掲げています。不登校はどの児童・生徒にも起こり得るものです。また、不登校に至った要因や不登校が継続している理由は一人ひとり異なります。学校の欠席をきっかけとして児童虐待が明らかになる場合もあります。不登校の児童・生徒には、適応指導教室²⁶などにより学校復帰を支援していますが、今後は、一人ひとりの状況に応じた対応の充実が必要です。方針に示した、不登校の未然防止、初期対応、再登校支援、社会につながる支援の4つの柱ごとに、学校、教育相談、スクールソーシャルワーカー²⁷、適応指導教室が連携して不登校対策を充実させていきます。

²⁶ 不登校の児童・生徒に対して、学校とは別の場所で学習支援・心理面談・集団活動などを行う事業。

²⁷ 児童・生徒の家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所等関係機関との連携や、教員の支援を行う福祉の専門職。

(1)教育相談体制の充実

- 心のふれあい相談員²⁸の全校配置を継続するとともに、職員研修を通じて教職員の専門性を高め、引き続き校内相談体制の充実に努めます。
- 学校教育支援センターを教育相談の拠点とし、学校教育支援センター(教育相談室、適応指導教室)、学校、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所などの関係機関の連携を推進します。
- 区内4か所の教育相談室(練馬、光が丘、関、大泉)において、今後も、教育相談体制の充実に努めます。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆心のふれあい相談員 全校配置	◆継続実施
◆教育相談室4所で実施	◆継続実施
(練馬・光が丘・関・大泉)	
◆ICT を活用した相談支援(オンライン	◆継続実施
教育相談)の実施	

(2) いじめ撲滅に向けた取組の強化

- あらゆる学校関係者がいじめについて考え、「いじめをしない」「いじめを許さない」気運を高めていくための各学校における取組を推進するとともに、いじめ防止の実践事例を発表する「練馬教育実践発表会」等の内容を充実させます。
- いじめはどの児童・生徒にも、どの学校(園)にも起こり得るとの認識の下、 子どもの細やかな状況把握に努めるとともに、いじめが発生した場合は速やか に組織的対応を行います。
- 「学校いじめ対策推進教員」を校内に配置し、学校のいじめ対応に関する組織力の向上を図ります。
- 「いじめ防止対応研修会」を開催し、学校いじめ対策推進教員やいじめについての課題を抱える学校の教員を対象に、対応力を高める研修を行います。
- 平成 28 年に策定した「SNS練馬区ルール」に基づき、携帯電話やインターネットによるいじめの未然防止を徹底するとともに、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりについて啓発していきます。
- 「いじめ防止研修資料」等の活用を啓発し、いじめ防止に関する校内研修の 充実を図ります。
- 子どもたちの相談環境の整備のため導入したいじめ対応アプリ「ねりまホッと アプリ」の活用を進めるなど、子どもたちの SOS をキャッチしやすい相談環境を引き続き整備します。

²⁸ スクールカウンセラーの職務を補完する有償ボランティア。

現状(令和:	3年度末)	令和8年度末の目標
(※令和2年度実績)		◆解消率 90%以上
◆いじめの認知件数	542 件	
うち解消件数	474 件	
◆解消率	87.5%	

(3) 不登校対策の一層の推進

- 令和2年度末における不登校の児童・生徒数は1,012名でした。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、こうした子どもたちを支援するため、保護者・教員への助言、家庭訪問、家庭・学校・関係機関のネットワークの構築などを担うスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験し、不登校児童・生徒の状況も 多様化しています。このため、ICT機器の活用を進めるなど、不登校児童・生 徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行います。

また、令和3年度および令和4年度に実施する不登校に関する実態調査を踏まえ、機器の活用を進めるなど不登校児童・生徒一人ひとりに応じた学習機会の保障を図り、不登校対策の見直しを行います。

2 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。

いじめ問題は初期対応が極めて重要であり、対応を誤ると問題解決が長期化・困難化する懸念があります。そこで、令和3年度から導入したスクールロイヤー制度²⁹を活用し、教員に初期対応への的確な助言を行うなど、弁護士の専門的知識や経験により、学校を支援していきます。

また、教員向けの研修を実施し、いじめの問題について教員の対応力の向上と意識 啓発を図ることで、事態の重大化、長期化を防止します。

²⁹ 学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士(スクールロイヤー)を配置する制度。

(1) スクールロイヤー制度の活用

- 令和3年6月に4地区に分け(練馬地区、光が丘地区、石神井地区、大泉地区)、それぞれに1名の担当弁護士を配置しました。学校からの相談に適切な判断と迅速に対応できる体制を構築しています。
- 区立小・中学校長・園長等を対象とした、学校(園)における法律問題への対応に関する研修を実施します。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆スクールロイヤー4名配置	◆スクールロイヤーへの早期相談による いじめ問題の早期解決の推進
◆学校(園)における法律問題への対応 等に関する研修(2回)	◆スクールロイヤーによる児童・生徒へ のいじめの防止対策に関する出前授業 および教員研修の実施(4回)

3 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。

適応指導教室では、不登校児童・生徒の心の安定を図るための相談活動、体験活動や小集団学習などの学習支援を通じ、学校復帰や社会的な自立ができるよう、一人ひとりにきめ細かに対応しています。引き続き、適応指導教室を充実していきます。また、今後は、適応指導教室に登録していない児童・生徒や、適応指導教室に登録していても通室できない児童・生徒など、一人ひとりの状況に応じた対応を充実する必要があります。こうした不登校の児童・生徒への学習機会を保障するため、ICT機器を活用した学習支援を充実します。

(1) 適応指導教室の充実

○ 民間施設を借り上げ、令和3年3月に新たに上石神井に適応指導教室を開設しました。継続的な事業運営のため、区立施設移転後の跡施設の有効利用についても引き続き検討します。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆適応指導教室 2 所で実施	◆継続実施・指導協力員の配置
(光が丘・上石神井)	◆適応指導教室 (上石神井) の区立施設の
	跡施設への移転

(2) ICT を活用した相談・学習支援の実施【アクションプラン掲載事業】

○ 児童・生徒に配備されたタブレットパソコン等を活用して、不登校児童・ 生徒へのオンライン相談や、学習支援を行います。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆ICT を活用した相談・学習支援	◆相談・学習支援の	開始	実施
の一部実施	実施		
(中学生対象学習支援アプリの			
導入)			
	令和8	年度末の目標	
	◆継続実施		

4 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。

不登校児童・生徒への対応にあたっては、「一人ひとりの状態に寄り添う、一人ひとりの自立を助ける、一人ひとりを人や社会につなげる」を理念として掲げた「練馬区教育員会不登校対策方針」に基づき、様々な課題を抱える子どもへのサポート体制の充実を図ってきました。不登校児童・生徒数は増加していることから、不登校に関する実態調査を行い、調査結果を踏まえ、より効果的な不登校対策に取り組みます。

(1) 不登校対策の見直し【アクションプラン掲載事業】

- 令和3年度および4年度にかけて不登校の実態や児童・生徒をとりまく環境 を把握する調査を実施します。
- 調査結果とこれまでの取組について分析と検証を行い、不登校対策を見直します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆不登校実態調査(追跡調査)の	◆不登校対策の	実態調査	見直し
実施	見直し	(支援環境調査)	
		分析	
	令和	18年度末の目標	
	◆不登校に関する	実態把握調査の	結果を踏まえ
	た施策の実施		



重点施策2 さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

取組内容および主な取組

1 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習 支援を行います。

経済面や健康面などの様々な課題を抱えている家庭の子どもへの支援を充実します。生活困窮世帯の児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などを援助する就学援助制度により支援するとともに、中学3年生を対象として、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送ることができるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

近年、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもへの対応が課題となっています。ヤングケアラーを支援するため、教育、子育て、福祉など各部門が連携した取組を行っていきます。

(1) 就学援助の実施

○ 就学援助制度は、国立および公立の小学校もしくは中学校に在学している児童・生徒のうち、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に、学用品・通学用品費などを援助することによって、教育の機会均等を図ることを目的としています。援助の支給対象者は、生活保護法第13条に定める教育扶助費を受けている保護者および教育委員会がこれに準ずると認定した保護者です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、申請期限の延長、支給対象月の拡充(遡及適用)、お知らせ配布回数の増加を特例対応として実施しました。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆就学援助の実施	◆継続実施

(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施【アクションプラン掲載事業】

○ 経済的支援を必要とする家庭に育つ中学3年生を対象に、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送ることができるよう、基礎学力の定着と高等学校等の受験を目的とした学習支援を行います。

現状(令和3年度末)※見込み	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆中3勉強会の実施	◆実施	実施	実施
年間 80 回	年間 80 回		
(令和3年度利用者数265名)	令和	8年度末の目標	± c
	◆継続実施		

2 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその 家庭への支援を充実します。

外国人の子どもの保護者には、就学義務は課されていませんが、子どもたちの就学の機会を確保する観点から就学状況を把握しておくことが重要です。令和3年9月において、住民登録のある外国人児童・生徒912名のうち、およそ9割の817名は公立学校や外国人学校等に就学していることを把握しています。今後も、日本人児童・生徒と同様に、外国人児童・生徒に対して就学案内を行い、就学の機会を確保します。

また、区立小・中学校に通学する児童・生徒には、日本語等指導講師を学校に派遣するなどの支援を行っていますが、文化や教育に関する価値観の違いにより、保護者も含め、学校生活に対する理解が不足している場合もあります。関係機関と連携し、支援の充実について検討を進めます。

(1) 就学案内や就学先確認の充実

- 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知 を送付します。
- 在学年の児童・生徒に対し、住民票の異動手続きを行う際に、区立学校への 入学意思を確認します。
- 在学年の就学先不明者に対し、就学先を確認する通知の回数を増やします。 また、多言語化を進めます。

現状(令和3年度末)※見込み	令和8年度末の目標
◆区立学校への入学意思を確認する通知	◆継続実施
を送付(延べ 231 件)	
◆転入手続き時に区立学校への入学意思	
を確認した件数(60 件)	
◆就学先を確認する通知を送付	
(延べ 42 件)	

(2) 日本語等指導講師派遣の実施

○ 日本語の習得が不十分で学習に支障がある海外帰国児童・生徒および外国籍 児童・生徒等を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図る ために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、個別指導を行います。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆個別指導の実施	◆継続実施
(※令和2年度実績)	
講師受入学校数	
小学校:95人	
中学校: 26 人	



重点施策3 障害のある子どもたちなどへの支援

取組内容および主な取組

1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

障害の有無に関わらず、誰もが互いに尊重し合い、多様なあり方を認め合う社会を 実現するために、学校教育においても障害理解を深める取組を進めます。

子どもたちに対しては、相互理解を深めることで一人ひとりの「心のバリアフリー」の実現を目指します。教員に対しては、特別支援教育に関する研修を実施するなど専門性の向上を図っていきます。

(1) 障害に対する理解の促進

- 交流および共同学習を充実することで、障害がある子どももない子どもも、 互いを理解し、他者への共感や思いやりの心の育成を図ります。
- 副籍制度³⁰の実施にあたっては、ICT を活用したオンラインでの交流など、 多様な手法により、交流活動を推進します。
- 障害のあるスポーツ選手を招いた特別授業や、障害疑似体験などを実施します。
- 東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム (学校教育編)等を活用し、 人権課題「障害者」に関する教科横断的な授業実践や教員研修の充実を図ります。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆副籍制度を活用した交流活動の推進	◆副籍制度を活用した交流活動の充実

(2) 教員の専門性の向上

○ 特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修の充実を図ります。

○ 教員が特別な支援の必要な児童・生徒の対応について一人で抱え込むことの ないよう、校内で課題を共有し、学校全体で支える校内体制を構築します。

³⁰ 都立特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍(副籍)を持ち、 学校行事や学習活動への参加等を通じて区立小・中学校の児童・生徒との交流を図る制度。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆障害種別ごとの特別支援教育研修の実施	◆研修の充実
◆子どもたちの学びの指針となる段階的学	
習目標を示した「ステップシート」の作	
成およびシートを活用した研修の実施	

2 ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細か な学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。

障害の状態や特性等に伴う学びにくさは、多様かつ個人差が大きく、障害のない子ども以上に個別最適な学びが必要です。ICT機器を活用することで、障害の特性に応じた個別指導が可能となります。

また、障害のある子どもとない子どもが、学校教育の一環として活動を共にする、 交流および共同学習の機会を設けることは、相互理解を深め、お互いを尊重し合う大 切さを学ぶ機会となります。交流をする際に、対面による交流だけでなく、ICT 機器 等を活用した交流を進めていきます。

(1) ICT を活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進

- 令和2年度に、特別支援学級に大型提示装置(電子黒板)や実物投影機、教室用パソコン等を配備しました。また、全児童・生徒に対し、一人一台のタブレットパソコンの配備を完了しました。
- 大型提示装置を使用し、視覚的なサポートをした効果的な授業を実施します。
- タブレットパソコンでデジタル教材の拡大や読み上げ機能を活用する等、障害の特性に応じた活用を進めていきます。
- 特別支援学校に通う子どもたちと、ICT機器等を活用した交流活動を進めていきます。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した	◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した
授業の実践	授業の充実

3 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・ 福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の教育に関しては、一人ひとりのニーズ に応じた支援を行うための体制づくりとともに、障害のある子どもとない子どもがお 互いに助けあえる環境の整備が必要です。

区では、就学前から学齢期へ切れ目のない支援体制を確立するため、「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針(平成 29 年 5 月)」を策定しました。

また、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。医療的ケア児が増加する中で、その実態が多様化しており、医療的ケア児の一人ひとりの心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要です。そのため、現行の支援方針を見直し、新たな方針策定に着手します。練馬区ならではの支援の確立を目指し、支援体制の強化と充実を図ります。

校内外の支援体制を充実させることにより、特別支援教育を推進する教育環境の 充実を図り、一人ひとりの障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細かな指導を 行っていきます。

(1) 学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定 【アクションプラン掲載事業】

- 平成 29 年に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針(以下、「支援方針」)」を策定し、たんの吸引や導尿などの医療的行為が必要な子どもが、区立学校や保育園、幼稚園等に通うことができるよう、国に先行して医療的ケア児への支援の充実を図ってきました。
- 医療的ケア児の支援方針を新たに策定するとともに、訪問看護ステーション との協働による、練馬区ならではの支援体制を確立します。

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆「練馬区立小中学校・保育園・幼稚	◆新支援方針の	策定	実施
園などにおける障害児等支援方	策定、実施		
針」の検証			
◆保育園、学校、学童クラブにおいて	令和8年度末の目標		
モデル事業として訪問看護ステー	◆新支援方針による訪問看護ステーションと		
ションによる医療的ケアの導入	の協働によるク	アの実施	

(2) 支援が必要な子どもたちへの教育環境の整備

- 就学にあたって支援が必要な子どもたちに、ふさわしい学習環境を提案するため、就学相談を行っています。令和2年度から、区ホームページからの相談申込を開始しました。令和3年度からは、中学校の就学相談で、一部書類による審査を導入しました。この取組を検証し、就学先の早期決定に向けた、就学相談の効率化を図ります。
- 令和元年度に全区立小・中学校に特別支援教室³¹の設置が完了し、児童・生徒が在籍校で指導を受けることができるようになりました。
- 平成 30 年度から暫定的に開設した関町小学校の言語障害学級は、令和4年4月から関町北小学校へ移転し、引き続き指導を行います。
- 特別支援学級の学校間の在籍児童・生徒数の偏在を少なくするための検討に 着手します。

現状(令和3年度末) 令和8年度末の目標 ◆就学相談の申込方法の見直しおよび ◆就学相談の効率化による就学先の早期 書類審査の導入 決定 ◆特別支援教室等の設置 ◆需要数や地域バランスを踏まえ、特別 【特別支援教室設置校】 支援学級在籍児童生徒数の偏りの是正 ・全小・中学校 【特別支援学級設置校】 ・関町小学校から関町北小学校へ言語 障害学級の移転完了 ・小学校 24 校 (知的障害学級・難聴学級・ 言語障害学級・弱視教室) ・中学校 10 校 (知的障害学級・難聴学級・ 弱視教室)

³¹ 通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害または情緒障害の子どもに対して指導を行うため、各学校内に 設置する教室。拠点となる学校から専任の教員が巡回して指導を行う。

(3) 校内外の協働による支援の実施

- 特別な支援を要する子どもたちそれぞれに合わせた指導を行うため、特別支援学級等の入級手続きにおいて校内委員会の PDCA サイクルを活用し、支援内容を検討します。
- 児童・生徒に一貫した指導を行えるよう、校内委員会は校内の様々な人材 (スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員³²、特別支援 教室専門員³³など)を適切に活用するとともに、校外の専門機関(特別支援学 校など)との連携を図ります。
- 都立特別支援学校の教員が行う区立小・中学校の巡回相談等により、校内環境の整備や支援方法に関する助言を受けるなど、校外の専門機関と連携した取組みを引き続き実施します。

現状(令和3年度末)	令和8年度末の目標
◆全校に校内委員会と特別支援教育	◆継続実施
コーディネーターを設置	
◆必要に応じて学校生活支援員を配置	◆継続配置

-

³² 小・中学校における配慮を要する児童・生徒に対して食事、排泄、教室の移動補助等学校生活上の介助や、学習活動上のサポートを行う職員。

³³ 巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整および個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行う職員。児童・生徒の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言する。



資 料 編



1 教育振興基本計画(平成 30 年度~令和 3 年度) 目標達成状況

取組の視点1 教育の質の向上

重点施策1

学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和3年度末の目標	達成状況 (令和3年度末)
私立幼稚園・私立保育所等への助成	◆私立幼稚園の運営・施設整備に対する補助を実施 ◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助を実施	◆継続実施	◆私立幼稚園の教育環境整備に対する支援の実施 ◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助の実施
私立幼稚園等園児保護者負担の軽減	◆平成 28 年度補助対象人員 ・入園児保護者補助金3,399 人 ・就園奨励費補助金4,437 人 ・園児保護者負担軽減費補助金109,040 人	◆継続実施	◆継続実施 (令和2年度実績) ·入園児保護者補助金 3,209人 ·園児保護者負担軽減費 補助金 延92,525人 ·施設等利用給付費 延85,383人 ·副食費に係る補足給付費 延1,250人
区立幼稚園の在園 児預かり保育事業の 実施		◆預かり保育の実施・継続	◆預かり保育の実施・継続
幼保小連携の推進	◆研修・懇談等の実施◆保護者向けリーレットの発行◆「(仮)ねりま接続期プログラム」の検討	 ◆各事業の継続、拡充 ◆保護者向けリーフレットの 継続発行 ◆「(仮)ねりま接続期プログラム」の策定 ◆「(仮)ねりま接続期プログラム」を教員研修や授業等で活用 	の策定
小中一貫教育の推進	◆全校で小中一貫教育を実 施	◆小中一貫教育の取組の 推進・発展	 ◆全校で小中一貫教育を実施 ・毎年度 7 ~ 9 グループを研究発表グループとして指定 ・研究成果の発表を実施 ◆各グループにおいて義務教育終了時の目標とする生徒像を定めた授業プログラムを作成

2校目の小中一貫教育校の設置	◆旭丘・小竹地域における今 後の対応方針(案)の策 定		◆小中一貫教育校設置に 向けた調整
人権教育の推進	 ◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育プログラム(学校教育編)を活用した各校における校内研修の実施 ◆人権教育推進委員会を設置し、研究授業等を実施 	 ◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育プログラム(学校教育編)を活用した校内研修の充実 ◆人権教育推進委員会での研究授業等の充実 	◆人権教育全体計画に基づ く、人権教育の推進 ◆人権教育プログラム(学校教育編)を活用した各校における校内研修の実施 ◆人権教育推進委員会による研究授業等の実施 ・年間6回(うち3回は幼稚園、小学校、中学校における研究保育および研究授業)
道徳教育の推進	◆各学校における「特別の教 科 道徳」の施行に向けた 先行実施	◆検定教科書を用いた、全 ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授 業の展開	◆検定教科書を用いた、全 ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授 業の展開 ◆年間指導計画および別葉 の作成による「考え議論す る道徳」の充実
A L T (外国語指導助手)を活用した指導体制の充実	◆小学5・6年生の外国語 活動および中学1~3年 生の外国語科の授業にお いて、週1回ALTを活 用	◆小学3・4年生の外国語 活動への活用を含めたA L T指導体制の充実	◆ALT指導体制の充実 ・小学校3・4年生 各学級に35時間 ・小学校5・6年生 各学級に70時間 ・中学校全学年 各学級に35時間 ※小学校については全授業 時数への配置を実現
生徒の英語力向上の推進		◆中学校卒業時点で英検 3級以上を取得した生徒 の割合 50%以上	 ◆中学校卒業時の英語力指標 (※令和2年度実績) ・英検3級相当率 56.7% ◆英語4技能検定の実施 (中学2年生) ・全中学校 ◆夏季イングリッシュキャンプの検討

学校体育等の充実	◆体力向上検討委員会の	◆体力テストにおける東京都	◆体力向上検討委員会の
	開催 ◆東京都事業「アクティブライフ研究実践校」(小学校)および「スーパーアクティブスクール」(中学校)の指定 ◆小学校児童の体力向上のための取組 ◆東京都事業「アクティブスクール」による中学校生徒の体力向上のための取組	の合計点の平均と区の平均との有意差の減少	開催 ◆東京都事業「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」による体力向上のための取組の実施
児童・生徒の食育の推進	◆食育推進チームの設置 ・全校 ◆区内地場産物使用平均日数 ・小学校 48.5 日 ・中学校 48.9 日	◆食育推進チームの設置 ・全校 ◆区内地場産物使用平均 日数 ・小学校 54 日 ・中学校 54 日	◆食育推進チームの設置、 指導 ・全校 ◆区内地場産物使用平均 日数 ・小学校 56.9 日 ・中学校 55.2 日 (平成 29 年度~令和 2 年度平均)
ICT 教育の推進	 ◆ICT 活用研修会を年間2回実施 ◆有線 LAN を始めとするICT インフラの整備 ◆教育 ICT 機器整備モデル校指定(小学校4校、中学校2校) 	 ◆ICT 推進リーダーによる各校の研修体制の整備 ◆大型提示装置(電子黒板)や教員用タブレット型端末の全校導入 ◆ICT の日常的な活用 ◆デジタル教科書、インターネットなどのデジタルコンテンツの活用 	 ◆ICT 活用推進リーダー研修の実施 ◆全普通教室と一部の特別教室等への大型提示装置等を予工規制、実物投影機、教室用パソコンの配備 ◆大型提示装置等を活用した授業の実施 ◆外国語の指導者用デジタル教科書の導入・全中学校 ◆インターネットなどのデジタルコンテンツを活用した授業の実施 ◆全児童・生徒へのタブレットパソコンの配備
学校図書館の機能強化	【学校図書館へのシステム導入校数】 ・小学校:5校 ・中学校:5校 【学校図書館への人的配置校数】 ・学校図書館管理員 小学校:17校 中学校:5校 ・学校図書館支援員 小学校:43校 中学校:24校	【学校図書館へのシステム導入校数】 ・全区立小・中学校 【学校図書館への人的配置校数】 ・全区立小・中学校 ・支援の充実	【学校図書館へのシステム導入校数】 ・全区立小・中学校 【学校図書館への人的配置校数】 ・学校図書館管理員小学校:39校中学校:21校・学校図書館支援員小学校:26校中学校:12校

重点施策 2 教員の資質・能力の向上

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和3年度末)
教員研修の充実	◆対象、内容を見直し新た な教育課題にも対応した 研修の実施	◆新たな教育課題や次期 学習指導要領に対応し た研修の実施	◆若手教員研修の実施 ◆教育アドバイザーの配置 拡大
教員の業務負担を 軽減するための人的 配置	◆部活動外部指導員の配 置	◆教員を支援する人材の配置 ◆部活動で技術指導以外の活動も行える人材の配置	 教員サポート人材の配置 ・スクール・サポート・スタッフ全校 ・副校長補佐、学校経営補佐 31 校 ◆部活動指導員の配置3名
子どもと向き合うこと ができる環境整備	◆デジタル教材の一部利用	◆デジタル教材を活用した 授業の実施	◆外国語の指導者用デジタル教科書の導入 ・全中学校
学校徴収金管理シ ステムの導入	◆学校徴収金管理システムの導入検討	◆学校徴収金管理システムの運用	◆学校徴収金管理システムの運用

重点施策3 学校の教育環境の整備

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和3年度末の目標	達成状況 (令和3年度末)
学校施設の管理に 関する計画の策定と 改築の推進	◆基本計画の策定◆校舎等改築・完 了 2校・工事中 2校・設計中 3校	◆実施計画の策定 ◆校舎等改築 ・完 了 7校 ・工事中 3校 ・設計中 4校	◆実施計画の策定◆校舎等改築・完 了 7校・工事中 2校・設計中 2校
学校施設の改修	◆体育館空調設備整備 ・小・中学校 検討	◆体育館空調設備整備 ・平成 31 年度から概ね 10 年で全校に整備 ◆大型扇風機の全校導入	◆体育館空調設備整備 ・設置完了 計 40 校 ◆希望する全校への導入 完了
区立学校の適正配 置	◆新たな基本方針の検討	◆新たな基本方針の策定 ◆適正配置の推進	◆新たな基本方針の検討
ICT 環境の整備	◆有線 LAN を始めとする ICT インフラの整備	 ◆大型提示装置(電子黒板)や教員用タブレット型端末の全校導入 ◆ICTの日常的な活用 ◆デジタル教科書、インターネットなどのデジタルコンテンツの活用 	◆全普通教室と一部の特別教室等への大型提示装置(電子黒板)、実物投影機、教室用パソコンの配備 ◆大型提示装置等を活用した授業の実施 ◆外国語の指導者用デジタル教科書の導入・全中学校 ◆インターネットなどのデジタルコンテンツを活用した授業の実施 業の実施
学校施設と周辺区 立施設の複合化		◆学校の改築時に施設の 複合化を実施 ・周辺区立施設を可能な 限り複合化	◆新たな小中一貫教育校 (旭丘小学校・旭丘中 学校)の整備にあわせ て、栄町児童館、栄町敬 老館を複合化 ※実施設計中

取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策1 家庭教育への支援

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和3年度末)
家庭教育への支援	◆家庭教育講演会の開催 (平成 28 年度 4回 開催)	 ◆ (仮称) 家庭教育支援 事業を実施 ◆「教育だより」に家庭への問題提起型の内容を盛り込む等の、情報発信方法のあり方の見直し ◆ 家庭教育講演会等の開催による家庭教育支援の充実 	◆家庭教育支援事業推進会議の設置および事業の実施 ◆「教育だより」の情報発信方法のあり方の見直しの実施 ◆保護者対象講演会の開催(令和3年度 8講座16回開催) ◆家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」による情報発信 ◆児童・生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の検討
関係機関の連携の強化	◆要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等の実施 ◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止	◆継続実施 ◆継続実施	◆要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等の実施 ◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止

重点施策2 家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和3年度末の目標	達成状況 (令和3年度末)
学校安全対策の拡 充	◆区で実施している児童・ 生徒等の安全に関する 施策および課題の整理	◆総合的な学校安全対策 の推進	◆学校、保護者、地域との 連携を強化した対策の実 施
地域人材を活用した教育活動の推進	【学校・地域連携事業の実施校】 ・小学校 18 校 ・中学校 9校 ・小中一貫教育校 1 校 計 28 校 (うち 22 校で地域未来塾を実施) 【学校サポーター登録制度】 登録開始	【学校・地域連携事業の実施校】 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校 (うち 70 校以上で地域未来塾を実施) 【学校サポーター登録制度】 登録者数 300 人以上	【学校・地域連携事業の実施校】 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校(うち 79 校で地域未来塾を実施) 【学校サポーター登録制度】登録者数約360人

部活動支援の充実	【中学校】	【中学校】	【中学校】
ロアロ 新文1次のプレ大	◆部活動の数 (生徒の入部率) ・運動部活動 265 部 (62%入部) ・文化部活動 195 部 (27%入部)	◆部活動の数について は現状維持 ・部活動への入部率 (90~95%)	◆部活動の数については現 状維持 ※設定目標の見直し
	◆外部指導員の配置 ・運動部活動 212 人 ・文化部活動 142 人	◆配置の継続	◆外部指導員の配置・運動部活動 230 人・文化部活動 170 人
大学との連携の強化	◆区内小・中学校でプレ実 習等を行う大学 2 校 ◆学生ボランティアの募集に 協力する大学 10 校	◆区内小・中学校でプレ実習等を行う大学3校以上 ◆学生ボランティアの募集に協力する大学15 校以上	◆区内小・中学校でプレ実 習等を行う大学 3校 ※設定目標の見直し
地域行事への参加の促進	◆青少年育成地区委員会 ・事業参加者数 約80,000人 ◆青少年委員会による地 域懇談会(学校代表・ PTA代表・青少年育 成地区委員代表等)の 開催	◆青少年育成地区委員会 ・事業参加者数の増 ◆地域懇談会の継続実施	◆青少年育成地区委員会 ・事業参加者数 約10,000人 (新型コロナウイルス感染症による事業の延期・中止等による) ◆青少年委員会による地域懇談会(学校代表・PTA代表・青少年育成地区委員代表等)の開催(10ブロック)
伝統・文化への理解の推進	◆国語、社会における、日本の伝統・文化に触れる 学習の実施	◆日本の伝統・文化について、国語、社会、道徳等の複数の教科で相互に関連付けながら学ぶ教科横断的な学習の実施	◆日本の伝統・文化について、教科横断的な学習を実施・令和3年度はオリパラ教育の一環として、歌舞伎入門プラグラムや世界の民族楽器によるミニコンサートを実施
	◆総合的な学習の時間の中で、学校の特色に応じてアニメ、地場野菜等に関する学習の実施	◆継続実施	◆「映像文化と教育の連携 事業」として、総合的な 学習の時間の中で、学校 の特色に応じて映像文 化、地場野菜等に関する 学習を実施
	◆専門家派遣事業につい て8校程度実施	◆専門家派遣事業につい て延べ 50 校以上実施	◆専門家派遣事業について5年間で、延べ78校 実施

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策1 いじめ・不登校などへの対応

> 1> T= 4'F	現状		達成状況
主な取組	(平成 28 年度末)	令和3年度末の目標	(令和3年度末)
教育相談体制の充実	◆心のふれあい相談員 全校配置 ◆教育相談室4所で実施 (練馬・光が丘・関・大泉)	◆継続実施◆継続実施	◆心のふれあい相談員 全校配置◆教育相談室4所で実施 (練馬・光が丘・関・大泉)◆ICTを活用した相談支援 (オンライン教育相談) を実施
いじめ防止対策の 推進	◆いじめの認知件数 745 件 うち解消件数 652 件 ◆解消率 87.5%	◆解消率 90%以上	◆いじめの認知件 542 件 う5解消件数 474 件 ◆解消率 87.5% (令和 2 年度実績) ※都平均 77.0%
不登校対策の充実	◆スクールソーシャルワーカー 6名配置 ◆早期登校支援チームによ る支援の検討	◆スクールソーシャルワーカー 増員配置 ◆早期登校支援チームによ る支援の実施・継続	◆スクールソーシャルワーカー 16 名配置 ◆スクールソーシャルワーカー の地区担当制・学校担 当制の実施により、新た に早期登校支援チームを 組織することなく学校との 連携により支援する体制 を整備
	◆適応指導教室の実施	◆適応指導教室の充実	◆適応指導教室の充実 ・上石神井に新規開設 ・特別な支援を要する不 登校児童・生徒への支 援の拡大(令和元年度 対象年齢を18歳まで拡 大。令和2年度定員を 拡大。)
	◆居場所支援事業の実施 	◆居場所支援事業の継続 実施	◆居場所支援事業の充実 ・上石神井に新規開設

重点施策 2 生活困窮世帯などへの支援

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和3年度末)
就学援助	◆就学援助の実施	◆継続実施 ◆入学準備費の入学前支 給	◆就学援助の実施 ◆入学準備費の入学前支 給を実施
学習支援事業(中 3勉強会)の実施	◆学習支援事業(中3勉強会)の実施 ・平成28年度 利用者数241名	◆継続実施	◆学習支援事業(中3勉強会)の実施・令和3年度利用者数 265名

重点施策3 障害のある子どもたちへの支援

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和3年度末)
就学相談の改善	◆就学相談の実施	◆「連携支援会議」の 設 置により関係機関との連 携を強化	◆医療的ケア児への支援に ついて、関係機関による 支援会議を実施 ◆就学相談の申込方法の 見直しおよび書類審査の 導入
校内外の支援体制 の整備	◆全校に校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置	◆継続実施	◆全校に校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置 ◆特別支援教育コーディネーネーターを問題 ◆特別支援教育コーディネーター研修を実施 ・年間2回
	◆必要に応じて学校生活 支援員を配置	◆校内委員会を中心に、 巡回指導教員や特別支 援学校教員など、校内 外の専門性の高い人材 から知識や技能を吸収し て、専門性の高い支援を 行う。	◆必要に応じて学校生活 支援員を配置
		◆保育園、学校、学童クラ ブで医療的ケアを実施	◆保育園、学校、学童クラブで医療的ケアを実施 ◆平成 29 年 5 月に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定

特別支援学級・特別支援教室の設置	【特別支援教室設置校】 ·小学校 16 校 【特別支援学級設置校】 ·小学校 27 校(知的障害学級·難聴学級·言語障害学級) ·中学校 14 校(知的障害学級·難聴学級·弱視教室·情緒障害等学級)	◆全小・中学校で特別支援教室の開設を完了◆言語障害学級を関町地区に増設◆需要数や地域のバランスを踏まえ特別支援学級の設置を検討	◆全小・中学校で特別支援教室の開設を完了 ◆関町小学校から関町北小学校へ言語障害学級の移転完了 ◆中学校特別支援学級の在籍生徒数の偏在について検討
環境整備の充実	◆特別支援学級へ ICT 機器を試行導入・小学校 1 校(弱視)・中学校 1 校(知的障害)	◆弱視・知的障害学級へ ICT機器を本導入 ◆他の障害種の特別支援 学級への ICT 機器の試 行導入と検証	◆特別支援学級への大型 提示装置(電子黒板)、実物投影機、教 室用パソコンの配備(各 校で障害種別ごとに1 セット)
教員の専門性の向上	◆障害種別ごとの特別支援教育研修の実施	◆研修の充実	◆特別支援教育コーディ ネーター研修の実施 ・年間2回 (巡回指導教員研修、 特別支援教育研修、ね りまスキルアップ研修会) ◆子どもたちの学びの指針と なる段階的学習目標を 示した「ステップシート」の 作成およびシートを活用 した研修の実施
障害理解の促進	◆副籍制度を活用した交 流活動の推進	◆副籍制度を活用した交 流活動の充実	◆新たな取組として ICT を 活用したオンライン交流を 開始



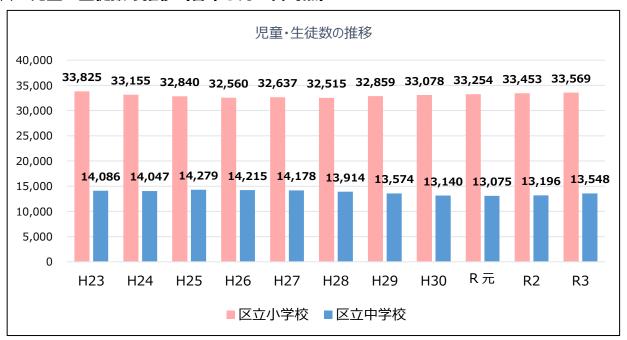
2 巻末資料

1 区立学校数

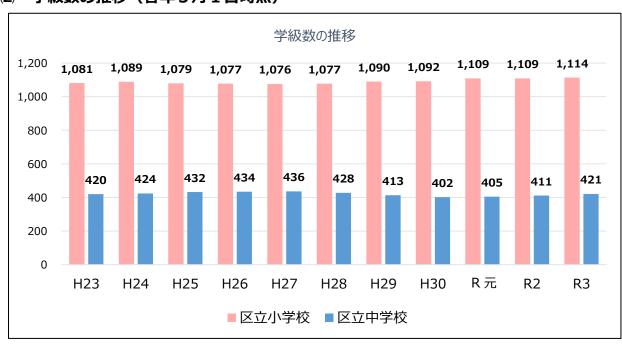
- (1) 幼稚園 3園
- (2) 小学校 65校
- (3) 中学校 33校

2 児童・生徒数、学級数の推移

(1) 児童・生徒数の推移(各年5月1日時点)



(2) 学級数の推移(各年5月1日時点)



3 特別支援学級 児童・生徒一覧

南田中

計 21校

(令和3年5月1日現在)

学級数

生徒数

	-				(令和3年5
小学校	学級名	学級数	児童数	中学校	学級名
旭丘	知的障害	1	6	旭丘	知的障害
11	難聴	1	8	中村	知的障害
豊玉第二	知的障害	4	32	開進第二	難聴
開進第二	知的障害	2	15	開進第三	弱視
中村西	弱視	1	11	練馬	知的障害
南町	言語障害	3	52	光が丘第三	知的障害
北町	知的障害	3	22	石神井	知的障害
北町西	言語障害	3	57	南が丘	知的障害
練馬第三	知的障害	6	43	谷原	知的障害
練馬東	知的障害	3	18	大泉	知的障害
光が丘春の風	知的障害	3	19	=1 4045	2 陪由
光が丘第八	知的障害	5	34	計 10校	3 障害
石神井	難聴	2	25		
11	言語障害	4	67		
石神井西	知的障害	2	16		
上石神井北	知的障害	4	30		
11	自閉・情緒	2	5		
谷原	知的障害	4	32		
関町	言語障害	1	18		
大泉	知的障害	2	13		
11	言語障害	3	45		
大泉第三	知的障害	4	31		
大泉東	知的障害	2	16		
大泉学園	知的障害	3	24		

知的障害

5 障害

4 特別支援教室 児童・生徒一覧

〔小学校〕

(令和3年5月1日現在)

拠点校	巡回校	児童数	中学校	巡回校	学級数
旭丘		7			7
,311	小竹	3		 	12
	豊玉第二	4		南田中	8
	豊玉東	7		 南が丘	6
		26	 谷原		10
	豊玉	15		光和	5
	中村	18		北原	6
	中村西	10		富士見台	8
開進第一		12	関町		13
	早宮	10		石神井西	10
	仲町	5		上石神井	13
	練馬東	5		立野	10
南町		7	大泉		12
	開進第二	5		大泉東	10
	開進第三	9		大泉南	11
	開進第四	8	大泉第三		13
練馬第三		15		大泉西	8
	練馬第二	8		大泉学園緑	10
	向山	16		大泉学園桜	12
	春日	10	大泉第六		5
田柄		13		大泉第二	13
	北町	10		大泉第四	15
	北町西	11	大泉学園		8
	田柄第二	12		大泉第一	4
光が丘四季の香		11		大泉北	7
	練馬	7	八坂		20
	高松	13		豊溪	8
	光が丘夏の雲	6		泉新	6
石神井		12		橋戸	4
	石神井台	16	拠点校	巡回校	
	上石神井北	14	拠点校 17校	巡回校 48校	652
	関町北	13			

〔中学校〕

(令和3年5月1日現在)

拠点校	巡回校	生徒数	中学校	巡回校	生徒数
豊玉第二		7	上石神井		5
	旭丘	5		石神井	9
	豊玉	9		石神井東	6
	中村	9		石神井西	5
	開進第一	3		石神井南	2
	開進第二	11		南が丘	3
	開進第三	4		大泉第二	10
	開進第四	3		関	7
練馬東		6	八坂		7
	北町	7		谷原	7
	練馬	9		三原台	10
	貫井	7		大泉	10
	田柄	3		大泉西	16
	豊渓	2		大泉北	6
	光が丘第一	4		大泉学園	4
	光が丘第二	5		大泉学園桜	1
	光が丘第三	7	拠点校 4 校	巡回校 29校	209

5 令和元年度および令和3年度全国学力・学習状況調査結果(小学校)

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、調査中止となった。

〔小学6年生 国語〕

令和元年度

【国語】/平均正答率(%)		練馬区	東京都	全国
全体		66	65	63.8
学習指導要領	話すこと・聞くこと	74.1	73.1	72.3
の領域等	書くこと	56.7	55.4	54.5
	読むこと	83.5	83.0	81.7
	伝統的な言語文化と	57.0	55.7	53.5
	国語の特質に関する事項			

令和3年度

	【国語】/平均正答率(%)			東京都	全国
	全体			68	64.7
学習	知識	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	67.8	69.9	68.3
指導	及び	(2) 情報の扱い方に関する事項			
要領	技能	(3) 我が国の言語文化に関する事項			
の	思考力,	A 話すこと・聞くこと	83.2	81.8	77.8
内容	判断力,	B 書くこと	63.0	62.7	60.7
	表現力等	C 読むこと	55.0	53.5	47.2

〔小学6年生 算数〕

令和元年度

【算数】/平均正答率(%)		練馬区	東京都	全国
全体		72	70	66.6
	数と計算	68.5	66.7	63.2
学羽も満亜谷の名は	量と測定	60.4	57.5	52.9
学習指導要領の領域	図形	80.8	79.0	76.7
	数量関係	73.8	72.2	68.3

令和3年度

【算数】/平均正答率(%)		練馬区	東京都	全国
全体		75	74	70.2
	A 数と計算	67.2	65.4	63.1
	B 図形	64.5	63.7	57.9
学習指導要領の領域	C 測定	78.9	77.7	74.8
	C 変化と関係	80.4	79.8	75.9
	D データの活用	80.9	79.5	76.0

6 令和元年度および令和3年度全国学力・学習状況調査結果(中学校)

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、調査中止となった。

〔中学3年生 国語〕

令和元年度

【国	練馬区	東京都	全国	
	75	74	72.8	
学習指導要領	話すこと・聞くこと	72.4	72.2	70.2
の領域等	書くこと	84.2	83.0	82.6
	読むこと	74.8	74.3	72.2
	伝統的な言語文化と国語の特質に 関する事項	71.1	69.6	67.7

令和3年度

【国語】/平均正答率(%)		練馬区	東京都	全国
	68	67	64.6	
学習指導要領	話すこと・聞くこと	82.9	81.9	79.8
の領域等	書くこと	60.2	59.7	57.1
	読むこと	54.4	52.5	48.5
	伝統的な言語文化と国語の特質に 関する事項	77.2	76.1	75.1

〔中学3年生 数学〕

令和元年度

【数	文学】/平均正答率(%)	練馬区	東京都	全国
	64	62	59.8	
学習指導要領	数と式	67.9	65.7	63.8
の領域	図形	77.0	75.0	72.4
	関数	44.7	42.1	40.8
	資料の活用	59.6	57.8	56.3

令和3年度

【数	練馬区	東京都	全国	
	61	60	57.2	
学習指導要領	数と式	69.8	68.5	64.9
の領域	図形	57.9	56.0	51.4
	関数	58.3	58.1	56.4
	資料の活用	55.9	54.7	53.8

7 令和元年度 東京都統一体力テスト調査結果

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、調査中止となった。

(1) 男子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
①握力(Kg) 【筋力】	9.0	▽ 10.6	▽ 12.4	▽ 14.3	16.5	▽ 19.1	▽ 23.2	▽ 28.0	▽ 33.3
②上体起こし(回) 【筋持久力】	O 11.4	O 14.2	16.4	O 18.5	O 20.6	O 22.1	O 24.3	O 27.4	29.4
③長座体前屈 cm) 【柔軟性】	▽ 25.1	27.4	▽ 28.7	▽ 30.7	▽ 33.4	▽ 35.1	▽ 37.8	▽ 40.9	▽ 44.5
④反復横とび(点)【敏捷性】	26.6	▽ 30.0	▽ 33.6	▽ 37.2	O 42.0	▽ 44.6	O 49.8	O 52.6	▽ 54.9
⑤ 2 0 mシャトルラン(回)【全身持久力】	O 17.7	▽ 26.4	▽ 34.8	O 43.4	O 50.0	O 57.8	O 68.8	O 82.1	O 90.2
⑥ 5 0 m走(秒) 【スピード】	11.5	▽ 10.6	10.0	9.6	▽ 9.3	8.9	8.6	8.0	7.6
⑦立ち幅とび(cm) 【瞬発力】	⊽110.5	⊽122.9	⊽133.3	⊽142.0	⊽150.7	⊽160.0	⊽177.6	⊽192.9	⊽206.7
⑧ボール投げ(m)【投能力】	O 7.7	10.9	▽ 14.3	17.8	O 21.2	▽ 24.2	17.4	▽ 20.1	▽ 22.3

(2) 女子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
①握力(Kg) 【筋力】	○ 8.5	10.1	▽ 11.8	▽ 13.6	O 16.2	19.1	21.5	23.6	O 24.9
②上体起こし(回) 【筋持久力】	O 11.0	▽ 13.5	O 15.9	O 18.0	O 19.6	O 21.1	O 22.3	O 24.7	O 25.5
③長座体前屈(cm) 【柔軟性】	▽ 27.8	O 30.6	▽ 32.7	▽ 34.6	▽ 37.7	▽ 40.8	▽ 42.9	▽ 44.2	▽ 46.4
④反復横とび(点) 【敏捷性】	▽ 25.5	▽ 28.9	O 31.2	▽ 35.8	▽ 40.1	▽ 42.9	O 46.5	O 47.9	48.1
⑤ 2 0 mシャトルラ ン(回) 【全身持久力】	O 14.3	▽ 19.7	▽ 25.2	32.4	▽ 38.3	O 46.0	O 51.6	57.5	O 58.8
⑥ 5 0 m走(秒) 【スピード】	▽ 11.9	10.9	10.4	▽ 10.0	9.5	9.1	9.1	8.8	8.7
⑦立ち幅とび(cm) 【瞬発力】	⊽103.2	⊽114.3	▽124.5	▽135.0	▽144.0	⊽153.2	⊽164.3	▽168.4	⊽169.8
⑧ボール投げ(m)【投能力】	5.2	O 7.0	8.8	O 10.9	O 13.1	O 14.9	O 11.2	O 12.7	O 13.6

^{※ ○}は東京都比で上回った調査項目。▽は東京都比で下回った調査項目。無印は同値。

[※] ボール投げは、小学生はソフトボール、中学生はハンドボールで測定。

練馬区教育振興基本計画 (素案)

令和 4 年度(2022年度)~8 年度(2026年度)

令和3年(2021年)12月

発行 練馬区教育委員会事務局教育振興部教育施策課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL 03-3993-1111 (代表)

FAX 03-5984-1221

練馬区ホームページ http://www.city.nerima.tokyo.jp